

## 国民共通デジタルID 制の危惧 デジタル化に乗り遅れた反対運動再興の課題

**わ**が国の共通番号（マイナンバー）制度の核となっているのが、マイナンバーカード（マイナICカード）だ。マイナICカードは、目に見える空間、つまり「対面」の本人確認だけに使うと思っている人も少なくない。だが、マイナICカードは、ネット／オンラインの本人確認でも必須のツール（ID）である。

デジタル化（DX化）の激流のなか、国や自治体の税・社会保障業務が様変わりしている。これまでの「対面／文書」中心から、ネット空間／オンライン空間に大きくシフトしている。ネットを使った電子納税申告（e-Tax）が典型だ。ネット空間に構築されたさまざまなWebサイト（HP）は、ほとんど制限なしに誰でも閲覧できる。しかし、ネット取引契約や申請・申告画面にアクセスし、ログインする際には、本人確認するための「デジタルID」を入力しないといけない。

オンラインで国や自治体に申請・申告するには、電子政府／電子自治体（マイナポータル）にリンクしたWebサイトにアクセスすることになる。わが国の場合、法定の申請・申告画面へのログインには、多くの場合、公開鍵〔電子証明書／JPKI〕式のデジタルID（官製のJPKI）しか使えない。官製のJPKI式デジタルIDは、マイナICカードに格納されている。このため、マイナICカードを持たない人はこの

種のネット申請・申告から締め出され、差別されている。

実は、デジタルIDには、さまざまな種類のものがある。わが国が官製の共通デジタルIDに採用する公開鍵式〔電子証明書／JPKI〕だけではない。実際、国税庁の電子納税申告（e-Tax）では、官製のJPKI式デジタルIDではなく、「IDとパスワード」式を選択できる。ということは、他の行政サービスのオンライン申請・申告もマイナICカードなしにできるはずだ。マイナICカードは時代遅れで、スマホに不都合である。カード発行を止めて、「IDとパスワード」式のデジタルIDでログイン可能にしないとイケない。でないと、デジタル差別・不都合は解消できない。

ところが、政府は、真逆の政策を進めている。民間のネット取引にまで官製の公開鍵式〔電子証明書／JPKI〕のデジタルIDの利用を奨励している。狙いは、民間のデジタルIDを排し、国民をトータルに監視できる「国民共通デジタルID制」づくりにある。

共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、こうした政府の悪巧みを放任している。デジタル（DX）化の大波に乘れないでいるからだ。「デジタル要らない！」の旗印では、ガラパゴス化し、運動の絶滅が危惧される。国民・納税者は、デジタルビッグブラザー（デジタル監視国家）を望んでいない。反対運動をサステナブル（永続的）にしないとイケない。デジタル（DX）化の大波に耐えられるように、反対運動のリスキング（学び直し）が急がれる。

### ◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～「国民共通デジタルID制」の危惧
- ・ 問われる消防救急へのマイナ保険証活用プラン
- ・ 名古屋市、住民票コンビニ交付に軌道修正
- ・ 共通番号（マイナンバー）制度反対運動再興の視点

石村 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞く！！

## Q&amp;A：問われる消防救急へのマイナ保険証活用プラン

— 新たなマイナカードパンデミック拡散プランを斬る —

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

## 【コンテンツ】

- 消防救急へのマイナ保険証活用プランとは
- ◆先例分析：頓挫した出雲市総合福祉カードシステム
- ◆今般の消防庁のマイナ保険証活用実証実験を占う
- ◆問題だらけの消防庁のマイナ保険証活用実証実験
- AI よりもマイナンバー制度の法規制が急務

## ■ 消防救急へのマイナ保険証活用プランとは

Q：総務省消防庁は、2024年度に、市長村の消防救急での搬送先の選定に、マイナンバーICカード（マイナ保険証）を活用するパイロットプログラム（試験運用／試行）を開始します。マイナンバーカード（マイナ保険証）の常時携帯、事実上の携帯の義務化を強化するプランだと思います。具体的な試行内容を教えてください。

（石村）消防の救急搬送（119番）では、現在、傷病者の情報は、救急隊員らが、口頭で聴き取っています。この試験運用では、救急隊員らが本人の同意を得て、マイナ保険証をICカードリーダーで読み取り、タブレット端末でオンライン健康保険資格確認等システムにアクセスします。そのうえで、システムに格納された医療情報／データ【薬剤情報・診療情報・特定検診情報（ほかに透析・

医療機関名）】を閲覧して、搬送先医療機関を選定し、救急搬送することになります。イメージは、【表1】のとおりです。

Q：マイナンバーカード（マイナ保険証）を持つかどうかは任意なはずですが、ですから、あくまでも、マイナ保険証を持っている人、しかもオンライン資格確認等システムに格納された本人の医療情報／データの閲覧に同意した傷病者（傷病者が子どもなどの場合はその保護者など）を対象としたパイロットプログラムですよ。

（石村）そうです。消防庁のプランによると、今回の試験運用では、全国722消防本部から47を選び、計500隊で、今（24）年5月ころから順次実施する計画のようです。

救急搬送時マイナ保険証活用イメージ

マイナ保険証情報にアクセスして  
かかりつけの病院や、投薬の状況を  
正確に確認できた。  
これを基に搬送先を選定しよう。

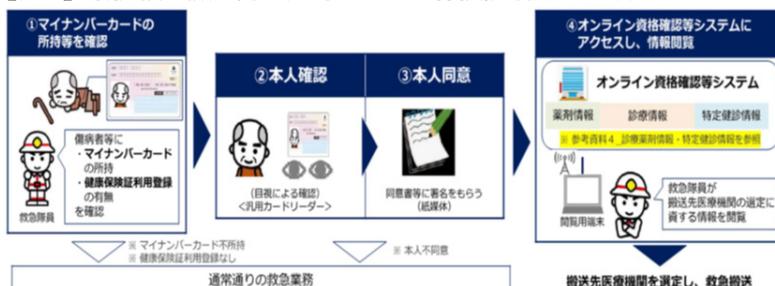


## ◆先例分析：頓挫した出雲市総合福祉カードシステム

Q：どうなのでしょう？この実証実験はうまくいくのでしょうか？

（石村）これまでも同じようなプランが出され試行錯誤が繰り返されてきました。例えば、1989年に出雲市長選挙に出馬し初当選した岩国哲人氏は、市長在任中に、オフラインの出雲市総合福祉カードシステムを構築し、住民一人ひとりに行政情報や医療情報を記録したICカード（福祉カード）【8KバイトのICカード（ICメモリとCPUを内蔵）】を持たせました。福祉カードには、個人基本情報のほか、救急情報、現病歴情報、投薬

【表1】消防救急搬送先選定時のマイナ保険証活用の手順



【引用】厚労省等の資料を基に名古屋市が作成した資料

情報、検診情報などが入力されました。すべての救急車にICカードリーダーを搭載しているので、救急車内で傷病者が携行するカード情報を読みとることができるとのふれこみでした。

その後、岩国氏は、東京都知事選に出て落選、民主党所属の国会議員として活躍しました。民主党でも、背番号制度推進派でした。23年10月に息女の住むシカゴにて87歳で逝去されましたが・・・。

**Q：結局、出雲市の福祉カードはうまくいかなかったのですね。**

**(石村)** うまくいきませんでした。小さな自治体が独自のアイデアで新企画を出すこと自体は大事なことです。ただ、無駄な公共事業につながることも少なくありません。事前に十分な検証が必要です。消防救急の傷病者は、その自治体の住民以外もいます。観光客など実にさまざまです。ですから、福祉カードを持ってない人も多いのです。それに、医療機関の医師は超多忙です。患者の診療情報や投薬情報を忘れずにしっかりとICカードに入力していないことも心配されました。消防救急の現場では、ICカード入力情報を信頼しているのかどうか相当苦心したようです。

**Q：医療過誤訴訟が盛んになりつつあった時代ですからね。**

**(石村)** そうです。消防救急で搬送された傷病者を受け入れた医療機関は、自らの危険負担を避ける観点から再度検査などをせざるを得なかったようです。医療過誤責任が心配されたからです。結局、このプランは頓挫しました。救急車からICカードリーダーなどはすべて撤去されたと聞いています。その後の動きについては定かではありません。懲りずに、また同じような計画に血税を投じているかも知れませんが・・・。

**◆今般の消防庁のマイナ保険証活用実証実験を占う**

**Q：30年も前の小さな自治体での独自企画、オフラインでICカード内容に依存するシステムの様ですね。今回の消防庁主導の救急搬送先選択時のマイナ保険証活用の企画は、全国ベースのオンライン資格確認等システムにある医療情報／データ（薬剤情報・診療情報・特定検診情報など）に直接アクセスして、搬送先を選定する仕組みです。1990年代初頭のオフ**

**ラインの出雲市総合福祉カードシステムに比べたら、精度や信頼度も格段に改善されているように思いますが、どうなのでしょう？**

**(石村)** 消防庁のプランは、「救急搬送サービスは官が行うもの（消防救急）」といった視点にたっているようです。しかし、今日、救急搬送サービスは民間も担っています。民間救急（患者等搬送事業）は、緊急性が低い傷病者を搬送する民間の事業者です。消防庁管轄の「患者等搬送事業（一般乗用旅客自動車運送業）」をさします。消防救急（119番）、と区別するために民間救急、とよばれています。今日、消防救急のおおよそ半数は、「軽症」といわれています。タクシー替わりの消防救急の濫用などへの歯止め策も必要です。民間救急の大きな役割は消防救急の負担を減らすことにあります。民間救急は、これら「軽症」のケースや、転院・入退院・通院のほか、冠婚葬祭や旅行、引越しなど「病気やケガなどで移動が難しい」といった場合に利用されています。

**Q：小さな政府の観点、さらには消防救急の濫用を防ぐ観点からは、民間救急事業の拡大は望ましいといえます。ただ、今般の消防庁のプランでは、民間救急をすべて除外して計画を進めています。疑問が残りますね。**

**(石村)** 確かに、運用の仕方次第では、救急搬送での官民格差、を助長しかねませんね。何よりも心配されることは、マイナ保険証を持たない人は、実質、消防救急（119番）はお断りのような流れが強まらないかということです。

**◆問題だらけの消防庁のマイナ保険証活用実証実験**

**Q：消防救急搬送先選択時におけるマイナ保険証活用実証実験をめぐる課題について教えてください。**

**(石村)** さまざまな問題点を一覧にすると、次のとおりです。

**【表2】問われる消防救急搬送先選択時のマイナ保険証活用実証実験**

・デジタルプラットフォームであるオンライン資格確認等システムでは、医師が書き込んだ医療情報／データ【薬剤情報・診療情報・特定検診情報など】を、傷病者（患者）の同意を得ることを条件に、第三者である消防隊員に提供し、閲覧できる仕組みになっています。この場合に、

医師の秘密保持義務や「傷病者（患者）の同意」をどのように考えたらいいのか重い課題になります。

- ・医師が書き込んだ医療情報の第三者への開示・閲覧については、医師の刑法上守秘義務、守秘特権との抵触問題（刑法134条1項、刑訴法149条、民事訴訟法197条1項2号など）があります。
- ・「秘密漏示罪」（134条1項）とは、医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人、宗教・祈祷・祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときに成立する犯罪です。
- ・医師などに科される「秘密漏示罪」（134条1項）は、「漏らすこと自体」が犯罪になります。消防隊員は地方公務員法の守秘義務（34条）があり、他に漏らすことが禁じられているから医師が消防隊員へ傷病者の医療情報【薬剤情報・診療情報・特定検診情報など】を提供しても大丈夫だとはなりません。医師は、傷病者（患者）の医療情報を傷病者（患者）本人以外の隊員などに漏らすこと自体を禁じられているからです。
- ・刑法に定める「秘密漏示罪」は、`正当な理由、があるということで、秘密の漏示が正当化されれば成立はしません。例えば、秘密の主体である傷病者（患者）本人が、秘密とされる自己の医療情報／データを第三者に伝えることを同意している場合は、秘密漏示罪にはあたらないとされます。また、医師がそうした秘密の医療情報／データを第三者に伝えることは、緊急避難などの理由でも正当化されます。
- ・秘密漏示罪は、親告罪です。つまり、被害者が告訴しないと、検察官が被疑者である医師を起訴して処罰するために刑事裁判にかけることはできません。
- ・傷病者（患者）本人の同意があれば、秘密漏示罪の適用除外・犯罪不成立となるとされますが、このことは法律でしっかりと規定されているわけではありません。このため、学問的には「刑法35条【違法性が阻却される法令行為及び正当業務行為】には書かれていない違法阻却事由」といわれます。秘密漏示罪の保護対象である傷病者（患者）本人による法的保護の放棄として、法益侵害が認められないことで、犯罪は不成立という論理です。
- ・今般の消防庁主導の実証実験では、救急隊員は、傷病者（患者）本人の同意があることを前提に、オンライン資格確認等システムに医師が入力し格納された医療情報／データ【薬剤・診療・特定検診など】を閲覧できる手順になっています。
- ・しかし、傷病者（患者）が救急の状態でも常の有効な同意を得られるのかが問われます。
- ・傷病者のマイナICカードに格納された公開鍵

式（JPKI／電子証明書）の官製の共通デジタルIDを使って、オンライン資格確認等システム（プラットフォーム）にログインし、傷病者の医療情報／データにアクセスする手順になっています。しかし、マイナ保険証に特化していないマイナカードでは、ログインする際には電子証明書の暗証番号も聴き出す必要があるのではないのでしょうか。救急事態にある傷病者から聞き出すことができるのでしょうか？

- ・また、医療情報の閲覧に同意するといっても、傷病者（患者）がどの範囲までを同意するのか、救急の状態では冷静な判断を下すことが困難であると想定されることも多いと思います。断るの（不同意）も非常に困難で、同意が半ば強制されることも心配されます。
- ・医師がオンライン資格確認等システムに誤った薬剤・投薬情報などを搭載している、あるいは搭載漏れがあることも想定されます。そうした場合、誤った情報で消防救急搬送先の選択を行い過誤が生じたときの民事責任は誰が負うのか？も不透明です。
- ・傷病者（患者）が複数の病院にかかり、診察や投薬を受けている場合などでは、仮に医療情報／データへの閲覧に同意が得られたとしても、救急搬送先の選択にあたり、医師でもない救急隊員が通院歴や投薬歴からどう判断するのも重い課題です。
- ・震災時や停電時には、電気通信網が使えない事態も生じます。このため、オンライン資格確認等システムが機能不全に陥ることが心配されます。デジタル過信は、状況によっては、医療過誤、人災の原因になることが心配されます。
- ・傷病者（患者）は、病院の診察カードを持っているわけです。実際にどこの病院に通院しているかなどは、震災や停電なども電気通信網が使えない事態を織り込んで考えると、マイナ保険証よりは診察カードの携行を奨励する方がリスクマネジメントに資するともいえます。
- ・国はインバウンド政策／外国人観光客受入拡大策を進めています。ところが、消防救急の搬送先選択の対象になった傷病者（患者）が外国人旅行者の場合、マイナンバーカード／マイナ保険証を持っていないわけです。消防救急搬送先選択時のマイナ保険証活用は、マイナンバーカード／マイナ保険証を持つ内国人のみを対象とすることになります。これでは、消防救急搬送における外国人差別を助長することにつながりかねません。
- ・救急は、今日、官（消防救急）だけではなく、民（民間救急）も担っています。これから救急業務は、できるだけ民も広く担える方向に政策の舵をきるべきです。民間救急抜きの救急搬送先選択時のマイナ保険証活用実証実験には、官尊民卑の臭いがし、違和感があります。

・スマホファーストの時代に、マイナICカード／マイナ保険証の利用・携行は時代遅れです。ますます外国人流入が増すなか、居住者対象のマイナICカード／マイナ保険証を核とした消防救急システムはガラパゴス化するの時間の問題のように見えます。

**Q：今般の消防庁の消防救急搬送先選択時のマイナ保険証活用実証実験は、明らかに、マイナICカード／マイナ保険証の携行義務づけを強化するのが狙いではないかと思えます。マイナ保険証を持たない人は、実質、消防救急（119番）はお断りのような流れをつくろうという悪巧みが隠されているのではないのでしょうか。**

**(石村)** スマホ全盛時代に入っています。マイナカードは持っていないけども、スマホは持っている人も多いのではないのでしょうか。



もかかわらず、政府は、2023年12月からは、マイナ保険証にしか使えない暗証番号なしの新たなマイナICカードを発行し出しました。世界中見渡しても、電子証明書／公開鍵、ID・パスワードのようなデジタルIDは、官製のICカードではなく、スマホに直接格納／装備する時代です。このようなガラパゴス化したICカード利用型の電子政府／電子自治体構想はストップしないといけません。

この国の役人は、国民総背番号カードであるマイナICカード／マイナ保険証を常時携行しないと、お遣いにも出歩けない、出歩けても消防救急搬送を受けるのは難しい国づくりをめざしているようにも見えます。

しかし、その一方で、彼らは、モバイルファースト／スマホファースト時代の激流に逆らった「マイナカードパンデミック」、「マイナカード継続はヤバ



イ！」と悟ったのではないのでしょうか。「今が潮時だ！」ということで、この3月、政府は、「マイナカードの全機能をスマホに搭載できるようにする」マイナンバー法改正案を国会に提出しました。

国会での政治とカネも問題への対応を見てもわかるように、国会は「アナログ大好き議員」だらけです。こんな国会では、まともな議論しないままこの法案は通ると思います。

問題は、政官産がスクラムを組み莫大な血税を垂れ流したあげく、「マイナカードはもう時代遅れ、マイナ機能はスマホ装備に変えて1件落着。誰も責任を取らない！」のでいいのか？です。マイナカードパンデミックで浪費された巨額の血税は国民・納税者の汗の結晶です。

## ■ AIよりもマイナンバー制度の法規制が急務

**(石村)** 人権団体は、街頭の監視カメラはよく問題にします。しかし、もっと危ない生体認証式マイナ保険証システムに対してほぼ無頓着なのが気になります。「木を見て森を見ず」の感は否めません。

そして、またもや新たなマイナパンデミックを拡散するプランが浮上しています。市町村の消防救急での搬送先選択時にマイナICカード／マイナ保険証を使うプランです。このプランも、日本国内の全住民の医療プライバシーを、各人の背番号／マイナンバーで整然と管理し公の支配のもとに置き、消防救急搬送先選択に活用しようというものです。利便に資するプランのようにも見えます。しかし、大震災時などのトリアージ【災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること】への活用や、戦時の自動徴兵選別などへの活用といった危なさも見え隠れしています。

背番号／デジタルIDを使った人格のトータルなデジタル監視は、「悪いことをしていないと、恐がることはない」では済まされません。「人権とは何か」を、原点に立ち返って再度見つめ直すことが急がれます。AI（人工知能）への法規制が盛んに叫ばれています。しかし、わが国の場合、法規制が急がれるのは、「AI」よりも、むしろ「マイナンバー制度」です。

石村 PIJ 代表に CNN ニュース編集局が聞く！！

# Q&A：名古屋市、住民票コンビニ交付に軌道修正

— つくば市などでは、自宅からスマート申請強化の戦略 —

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

**デ**ジタル（DX）化で、スマホ（スマートフォン）ファースト/スマホ第一が叫ばれています。電子政府や電子自治体の各種行政サービスへのオンライン申請・申告は、手続をスマホで完結できるように求められる時代です。もはや、パソコン（PC）にICカードリーダーをつなぎ、マイナカードでオンライン申請・申告するのが標準の時代ではありません。にもかかわらず、マイナカードを住民にあまねく配付し続けるのは愚策です。血税の無駄遣いです。

住民票といえば、かつては市役所やその支所に出向いて取得するものでした。2010年から徐々にコンビニのマルチコピー機にマイナンバーカードをかざすことで住民票の写しだけでなく、印鑑証明書や課税証明書なども取得できるようになりました。

最近、名古屋市がマイナICカードでの住民票のコンビニ交付に「ゴー」のサインを出し、軌道修正、方針転換をしました。しかし、マイナンバーカードを使った紙の住民票のコンビニ交付は、「真のデジタル化？」ではないと思います。どこかに操られ、完全に集团的にマインドコントロールされている感じです。この方針転換には大きな疑問符がつきます。

一方で、2021年3月からは、マイナンバーカードと、それを読み取り可能なNFC/Felica対応スマホを使えば、自宅から住民票の請求ができるサービス（スマート申請）が、東京都港区、茨城県つくば市など一部自治体ではじまっています。もっとも、スマート申請は、手順どおりにやっても、あまりスムーズにいかないようです。それに、自宅からスマホで申請しても、自治体から証明書（紙）が郵送されてくるのも解せません。これが本当にデジタル化なのか、またしても戸惑うところです。

保育所申請がスマホで手続完結の方向です。ところが、これら一連のスマート申請にもネック（欠点）があります。それは、住民はマイナカードを取得し、ICチップ部分に格納されている官製のデジタルIDである公開鍵（JPKI）、いわゆる「デジタルマイナンバー」を読み取り、自分のスマホに格納する作業をしなければならないことです。しかも、読み取り作業は至難です。

この問題について、石村耕治 PIJ 代表に、CNN 編集局が聞きました。

(CNNニュース編集局)

## 【コンテンツ】

- 名古屋市、マイナICカードでの住民票のコンビニ交付に軌道修正
- つくば市などでは、自宅からスマート申請強化の戦略
- アップルウォレット利用解禁も一案
- 保育所申請、スマホで完結の真偽

## ■名古屋市、マイナICカードでの住民票のコンビニ交付に軌道修正

(Q) 名古屋市の河村たかし市長は、1月22日、

マイナバーICカードを使った住民票のコンビニ交付サービスを導入するとアナウンスしましたが。

(石村) 河村市長はプライバシー保護などを理由に久しく共通番号（マイナンバー）制度に反対の立場を取ってきました。名古屋市の担当部局は過去10回にわたり、同市でもマイナンバーカードを使ったコンビニ交付をはじめないといけないということで、必要な予算を要求してきました。しかし、河村市長は却下してきました。この背景には、デジタル化（DX）が進み、今や、世界の流れは、「モバイル（スマホやタブレットなどの移動）

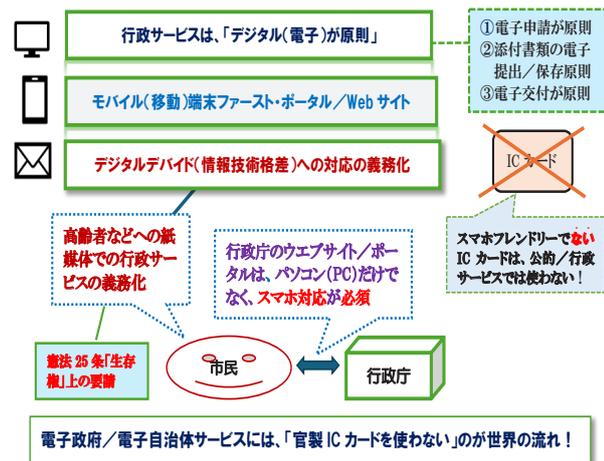
端末ファースト」で、電子政府・電子自治体の行政サービスを受けられるのが、市民の権利であると見ているからでしょう。

(Q) つまり、市長は、スマホによる住民票などの交付サービスが進めば、「マイナICカードを使った住民票のコンビニ交付サービス」も、いずれはガラパゴス化するという読みですね。

(石村) そう考えているのではないかと思います。市民が、コンビニにマイナICカードを持参して、紙の住民票の交付を受ける。これが、国が進めるデジタル化の一環？ 冗談・大うそだろう、ということです。確かに、紙の住民票の発行をやめることもデジタル(DX)化の1つです。それに、いまや「スマホで電子政府・電子自治体が国際基準」です。以前は「固定されたパソコン(PC)で電子政府・電子自治体が国際基準」でしたが……。ですから、わが国の国民番号カードであるマイナICカードを使った電子政府・電子自治体ポータルモデルは、ガラパゴス化するのは時間の問題です。このモデルはすでに時代遅れです。こんな時代遅れのポータルサイトに莫大な血税を垂れ流すのは、まさに愚策なわけです。

憲法に定める「地方自治」の言葉は空虚になっています。ひ弱な自治体は、国の動きを付度し、「正論」をいうのも至難なのが実情です。

【表1】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



(Q) そもそも、住民票などを紙交付すること自体も再考しないといけないと思いませんか？

(石村) 住民が市役所から紙の住民票をもらい、例えば就職先の企業に提出したとします。デジタル化の進んだ企業であれば、紙の住民票を電子媒体で保存することになります。受領先は、紙の住民票をスキャナーで読み取ってPDF保存するなどデジタ

ル化(DX)時代のやり方とはいえません。ですから、紙の住民票、を発行すること自体を考え直さないとはいけません。そもそも「マイナICカードを使った住民票のコンビニ交付サービス、自体が、怪しげな手続なわけです。明らかにデジタル化に逆行するやり方です。名古屋市は本気で電子自治体をめざすつもりなら、住民票のコンビニ交付サービスのような血税無駄遣い、国の時代遅れのデジタル化に加担してはいけません。市民がスマホで市役所のWebサイトに直接ログインし、市がその住民の望む住民票の提出先にオンラインで直接電子住民票データを送達する仕組みにしないといけません。

コンビニをかませたという意味では、「民間活力(private action)」を利用したようには見えるものの、デジタル(DX)化からは後退した血税の無駄遣い策ではないか？

(Q) 名古屋市長のこれまでの方針は正しい選択だったと思います。どうして、急に方針を変えたのでしょうか？

(石村) 今(24)年1月の記者会見では、1月22日から一部自治体で、スマホに搭載されたマイナンバーカード機能(スマートフォン用電子証明書)を使った、住民票の写しのコンビニ交付が全国で利用可能となったことをあげました。河村市長は「カードを持ち歩かなくてもよくなり、巨大な一歩」と持ち上げ、住民票のコンビニ交付サービスの導入を決めたとしています。

ちなみに、デジタル庁は、2022年8月に「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会」を立ち上げています。2023年10月までに会合を4回開催しています(<https://www.digital.go.jp/councils/smartphone-mynumbercard>)。

国の役人は、わが国の官製ICカードを使った電子政府・電子自治体モデルが、陳腐化・ガラパゴス化していることは重々承知していると思います。このままではまずいということで、再検討を始めたものと解されます。

世界を見渡せば、電子政府・電子自治体ポータルサイトでは、官製ICカードを使わないモデルが主流になっています。行政サービスのオンライン申請で、マイナICカードや、官製のデジタルIDの利用を強制するわが国のマイナポータルは、時代遅れ、ガラパゴス化しています。わが国でも、モバイルファースト/スマホファーストで、早急にICカードを使わないモデルへの転換が求められています。

(Q) 名古屋市は、すでにガラパゴス化している住民票のコンビニ交付サービスをいつから始めるのですか？

(石村) 早くて2026年度中の導入になるとのことです。24年2月の市議会に関連予算案を提出するとのこと。すでにガラパゴス化している住民票のコンビニ交付サービス自体が陳腐化し、26年の実際の導入までに消える、要らなくなる可能性もあります。名古屋市は政令市で唯一、住民票などのコンビニ交付サービスを導入していなかったため、「頼もしい！」と思っていたのですが……。政策変更した背景には、市民からはコンビニ交付を可能にすべきだとの苦情が相次いでいたこともあるようです。

(Q) こうした苦情は、市議会の自民など「総務省喜ばせ組」によるグループ活動によるものだったのでしょうか？

(石村) その辺は定かではありません。ただ、市民や市議会議員に、「電子政府・電子自治体サービスには、『官製ICカードを使わない』のが世界の流れ！」と説明しても、ほとんど理解されないのです。過去にフェイクの玉音放送にマインドコントロールされ、負け戦を勝ち戦と信じて疑わない人たちがわんさかいたのと同じです。それに、どこでも庶民は、`横並び自治体大好き、ですからね。とりわけ、住民票発行のような分野では、大本営発表（総務省）を信じて疑わない市民が多いです。

ただ、小学校からプログラミング教育の時代です。デジタルネイティブ【デジタルで育ってきた世代】、スマホネイティブ【スマホで育ってきた世代】が主役になる時代は間近です。コンビニにマイナICカードを持参して、紙の住民票の交付を受けるフェイクなデジタル化策に対し異論が大きくなるのも時間の問題だと思います。

### ■つくば市などでは、自宅からスマート申請強化の戦略

(Q) 東京都港区、茨城県つくば市など、多くの自治体では、自宅から直接、住民票などのスマホ申請（スマート申請）を強化する戦略のようですが（<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimbushimimadoguchika/gyomuannai/5/1/1013872.html>）。

(石村) スマホによる電子住民票申請（スマート

申請）サービスの動きが活発化してきました。`マイナカードを使った住民票のコンビニ交付サービスはもはや時代遅れ、を実感させる動きです。

ただ、このスマート申請、つまり直接自宅からスマホを使った住民票交付申請でも、交付された紙の住民票を郵送するデザインです。それに、現時点では、ICチップ部分に格納されている官製のデジタルIDである公開鍵（JPKI）、いわゆる`デジタルマイナンバー、を読み取りできるのは、NFCまたはFelica機能のあるスマホに限られます。また、マイナカードのICチップに格納されたJPKI／公開鍵式電子証明書を読み取るのも至難です。多くの市民は、この作業に悲鳴をあげています。作業の途中でギブアップしています。

もちろん、コンビニ抜きでの自宅から直接の住民票などのスマート申請手続開始には別の評価ができます。それは、名古屋市が踏み切った`マイナICカードを使った住民票などのコンビニ交付サービス、という怪しげな手続の陳腐化を示唆していることです。

### ■アップルウォレット利用解禁も一案

(Q) 大胆な発想の転換が必要ではないでしょうか？わが国でも、官製のデジタルIDである公開鍵（JPKI）／デジタルマイナンバーに代えて、アップルウォレットのような民間のデジタルIDの利用を解禁すべきではないでしょうか？そうすれば、市民・納税者は、行政のWebサイトにスマホでログインするのがすごく簡単になるとは思いますが？

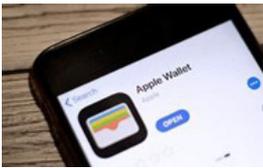
(石村) 現在、全国民の90%近くがスマホを保有しています。わが国でのアンドロイドスマホの市場占有率は30%程度です。一方、アップル社製スマホ（iPhone）では、市場占有率67%位です。アップル社は、自社の民間デジタルIDである「アップルウォレット」（ID+パスワード方式）を開発、販売しています。官製のデジタルIDである公開鍵（JPKI）／デジタルマイナンバーに代えて、アップルウォレットのような民間のデジタルIDの利用を解禁するのはいい考えですね。どちらでも使えるとするのも一案です。「民間活力」を利用しない手はないと思います。

手始めに、条例に定める事務（独自利用事務）のオンライン申請に、官製のデジタルIDである公開鍵（JPKI）に代えて、民間のデジタルIDの利用の道を探るのも一案です。ただ、問題は、総

務省というモンスターと対峙し戦える首長がいないのです。ですから、このままでは、マイナICカードは、ガラパゴス化しても、ゾンビ化しても、生き残るということにつながるものが心配されます。

**(Q) アップル社は、民間企業として、自社開発の民間デジタルIDを使って欲しいのは当たり前ですよね。**

**(石村)** アメリカは、州の権限が強い国です。連邦が主導して、基礎的な社会インフラとして官製のデジタルIDを州に押し付けることはできません。こうした事情もあり、アメリカでは、連邦課税庁(IRS)は、公開入札でID.me / アイデー・ドット・ミー【ID.me社】のデジタルIDを採用しています。他の省庁ではLogin.Gov / ログイン・ドット・ガブ【レキシスネクシス (LexisNexis)社】のデジタルIDを採用しています。また、アリゾナ、メリーランド、ジョージアなど一部の州や自治体は、公開入札で、アップル社のデジタルIDであるアップルウォレット (Apple wallet) を採用しています (詳しくは、石村耕治「デジタルID(デジタル本人確認)とマイナ保険証」CNN ニュース 115号参照 CNN-115.pdf (pij-web.net))。



● Apple wallet (Public use)

**(Q) 東京都渋谷区が、住民票交付に民間のデジタルIDを採用しようとしたのですが、残念ながら、総務省につぶされてしまいましたか？**

**(石村)** 東京都渋谷区は、2023年に、非常に前向きな動機で、スマホ対応の民間デジタルIDを使った住民票などのオンライン申請 (スマート申請) をはじめようとした (https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/line/line\_shinsei.html)。総務省が激怒し、法令改正までして、民間デジタルIDプロバイダーがデザインした効率的なスマート申請プラットフォーム開設にストップをかけました。民間プロバイダーは、総務省の妨害を裁判で争いました。しかし、残念ながら、行政追従の消極司法は、官尊民卑の姿勢をむき出しにし、民間プロバイダー側の訴えを認めませんでした (https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/07579/)。

河村市長は、政治力のある首長です。役所社会主義のようなデジタルIDの仕組みをただすのには、大胆な発想転換が必要です。アップル社製ス

マホを持つ人には、民間デジタルIDであるアップルウォレットで、住民票を交付してもらえる仕組みを整えるように、総務省やアップル社に提言するのも一案です。わが国も、アメリカ同様、市場主義、資本主義の国ですから、官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバーであるJPKIではなくとも、民間デジタルID [ID + パスワード方式] でも、住民票のオンライン申請ができる方向を目指すべきです。「民間活力」を活かすまたとないチャンスだと思います。

スマホを使った利便性の高い民間デジタルIDが利用できる環境づくりファーストの政治的スタンスをとるのがベターでしょう。アップル社のデジタルIDはもちろんのこと、日本のIT企業 (デジタルIDプロバイダー) が開発・販売するデジタルIDでもよいと思います。全国民のスマホ保有率は9割近いのです。わが国ではアップル社製スマホ (i-phone) の市場占有率が67%位と、極めて高いのです。河村市長が、アップル社のデジタルID利用推奨を、総務省やアップル社と直談判するのも一案です。「民間活力」をフルに利用して、デジタル官製経済の壁を壊さないと、共通番号 (マイナンバー) 制度を悪用したデジタル権威主義国家化にストップはかけられないと思います。

## ■ 保育所申請、スマホで完結の真偽

**(Q) こども家庭庁は、2026年度から、市町村ごとに異なる保育所申込手を統一し、スマホで電子申請ができるようにするとのことですが。スマホで電子申請するとなると、マイナICカードは使えないと思いますが・・・。**

**(石村)** そうですね。まず、ネットで自治体のWebサイトにアクセスして保育所入所に関する電子申請手続をチェックすると、一般に、次のような表示が現われます。

### 【表2】自治体の保育所入所電子申請手続のお知らせ例

- ・署名用電子証明書の暗証番号が必要になります。
- ・お手元にパソコンまたはスマートフォンを準備して申請手続をしてください。
- ・パソコンの場合はマイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要です。
- ・スマートフォンの場合はマイナンバーカードの読み取りが可能な機種が必要です。

このお知らせ例は、IT知見の豊かな人にはわかります。しかし、そうでない人にはわかりにくい

かも知れません。素人目線、庶民目線を少し欠いています。要するに、マイナICカード、スマホを持っていても、カードに格納されている署名用電子証明書（JPKI／公開鍵）／デジタルマイナンバーの読み取りができる NFC または Felica 搭載の機種でないと、スマホでは保育所入所の電子申請はできないということです。

ここでも、オンライン手続の改善が求められています。わが国の官製のデジタルIDである署名用電子証明書（JPKI／公開鍵）／デジタルマイナンバーをスマホに直接格納できるようにするか、民間デジタルIDアプリでもスマホ申請ができるようにしないといけないことがわかります。ところが、政府は、それをしないで、マイナICカードのような時代遅れのツールを発行し続けているわけです。ここでも、政府の取る愚策の負の効果が露呈しています。

**(Q) 保育所入所のスマホ申請といっても、民間のアプリを使ってできることと、官製のデジタルIDを使わないとできないことがあるのですね？**

**(石村)** そうです。スマホでの申請前の「施設情報の閲覧」、「利用者情報の登録」、「面談・見学の予約」などは民間のアプリを使います。ですから、

**【表3】 保育所入所のスマホ申請手順**



- ◀民間アプリを使う▶
  - ・施設情報の閲覧
  - ・利用者情報の登録
  - ・面談・見学の予約
- ◀官製の公開鍵を使う▶
  - ・入所・転園申請

官製のデジタルIDである「署名用電子証明書／JPKI／公開鍵」、つまりデジタルマイナンバーを読み取っていないスマホでも使えます。しかし、

「入所・転園申請」はそうしたスマホではできません。言いかえると、マイナICカードを取得したうえで、NFC（またはFelica）機能を持つスマホで、ICチップに入っているデジタルマイナンバー（署名用電子証明書／JPKI／公開鍵）を読み取る作業をして、入所・転園のオンライン申請ができるように準備しないとイケません。

しかし、保育所入所前からオンライン入所申請完結までの手続では、簡素、効率性、一貫性、利便性を優先させるべきです。一貫して民間のデジタルID（ログインID＋パスワード式）アプリを使えるようにすることで、セキュリティ上も問題ないと思います。所得税の確定申告では、マイナICカードを取得していなくとも、「ID＋パスワード」で電子申告Webサイトにログインし、申告

ができます。入所・転園のオンライン申請の際のWebサイトへのログインの際にも、これに倣えばいいわけです。

国民・納税者が行う行政のオンライン申請・申告には、何がなんでも、官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバーを使わせようというのが「国策」です。ですから、こども家庭庁も、「右へ倣え」の自治体も、国策に沿っているでしょう。ここでも、「国策ファースト」、「利便性ラスト」です。結果、スマホによる保育所申請手続は煩雑になってしまっています。「保育所申請、スマホで完結」のキャッチはすごく怪しいのです。

\* \* \*

スマホファーストの時代です。全国民の9割近くがスマホを持つ時代です。今やICカード機能はスマホに格納・装備するのが世界の常識になりつつあります。ポイントを撒き餌にスマホに不具合なマイナカードを持ってと急かせるやり方は、どうかしています。解せません。スマホにICカード機能を読み取る作業は至難です。ネット上のアプリストアからダウンロードしてスマホにマイナ機能を直接装備すれば簡単です。マイナカードはその役割を終えつつあります。

この国の役人が主導する愚策、すなわち一連の「マイナカードインパル作戦」には大きな疑問符が付きます。彼らも、モバイルファースト／スマホファースト時代の激流に逆らった「マイナカードパンデミック」、「マイナカード継続はやバイ！」と悟ったのではないのでしょうか？

最近になって、彼らは、この愚策を覆い隠そうと必死になってきました。「今が潮時だ！」ということで、この3月、政府は、「マイナカードの全機能をスマホに搭載できるようにする」マイナンバー法改正案を今国会に提出しました。国会での政治とカネも問題への至近の対応を見てもわかるように、国会は「アナログ大好き議員、だらけです。こんな国会では、まともな議論しないままこの法案は通ると思います。

問題は、政官産がスクラムを組み莫大な血税を垂れ流しても、「マイナカードは時代遅れ、マイナ機能はスマホ装備に変えて1件落着、誰も責任をとらない！」のでいいのか？です。マイナカードパンデミックで浪費された巨額の血税は国民・納税者の汗の結晶です。

スマホファーストが今や世界の常識です。マイナカードで住民票のコンビニ交付のような国の愚策に加担する自治体は、血税のムダ金使いで国と共犯です。

石村 PIJ 代表に辻村祥造 PIJ 副代表が聞く

# 共通番号（マイナンバー）制度反対運動再興の視点

## 顔認証式マイナ保険証の人権問題

### デジタルマイナンバー／官製の共通デジタルIDの危険な使われ方

話し手 石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

聞き手 辻村 祥造（PIJ副代表・税理士）

**政** 治とカネの問題が後を絶たない。政治とカネの流れについて番号監視が要るのではないかと PIJ は、以前から、「政治家番号制」の導入、「ステータスナンバー (status number)」を提唱している (CNN ニュース 80 号、82 号)。共通番号 (マイナンバー) 制度は廃止して、むしろ政治家番号制／ステータスナンバーを導入すべきだ。そうすれば、カネで政治を買う、悪習は根絶に向かうはずだ。それに、政治家は、人権や自由の抑圧につながるマイナンバー制度は要らないで、国民・納税者に寄り添えるようになるのではないかと？

世界の電子政府／電子自治体 (e-Gov) モデルは、「モバイルファースト (mobile first) / 移動端末優先」の流れに激変している。つまり、スマートフォン (スマホ) に不都合な官製の IC カードは使わない電子政府／電子自治体モデルが主流だ。にもかかわらず、政府はマイナカードを発行し続け、保有者数は、人口の 8 割に達したとか豪語し、愚策を続けている。

デジタル庁など国の役人は、国民にマイナカードをゴリ押しし、巨額の血税の垂れ流しを続けてきた。しかし、今や、彼らは、いつまでもモバイルファースト／スマホファースト時代の激流に逆らった「マイナカードパンデミック」、「マイナカード継続はやバイ！」と悟ったのではないかと。「今が潮時だ！」ということで、この 3 月、政府は、「マイナカードの全機能をスマホに搭載できるようにする」マイナンバー法改正案を国会に提出した。国会での政治とカネも問題への対応を見てもわかるように、国会は「アナログ大好き議員、だらけだ。こんな国会では、IC カードを使う

電子政府／電子自治体モデルとそうでないモデルの違いはまともな議論にならないまま法案は通るのではないかと。

共通番号 (マイナンバー) 制度反対運動も、盛り上がりを見せている。マイナ保険証問題もかつての勢いを失っているように見える。この背景には、マイナカードの機能をしっかりと理解できていないことがある。また、IC カードを使わない電子政府／電子自治体モデルが主流になってきている動きを読めないこともある。マイナカードは廃止される運命にある。運動体の戦略は、デジタル (DX) 化に遅れガラパゴス化してしまっている。しっかりしたリーダーも不在である。シングルシュー政党づくりの力量もなかった。既存の政党頼りでは、その政党がデジタル化の流れをしっかりと読めない、あるいは流れに飲み込まれてしまうと、連座して運動も停滞してしまう。一方、戦う相手は、血税をジャブジャブ濫費し挑んでくる。きな臭さが増すにつれ、マイナ保険証／医療データが自動徴兵選抜への悪用も心配される。総務省は生体認証式マイナ保険証の消防救急業務への拡大を画策し出した。新たな人権問題の浮上だ。

コロナ禍やデジタル化の大波をかぶり、オンラインでの行政サービスが拡大する一方だ。電子政府／電子自治体 (e-Gov) の接続ハブ [ネットワーク接続拠点] であるマイナポータルにリンクする税や社会保障行政サービスなどの各種 Web サイトの閲覧は、ほぼ誰でも自由にできる。しかし、各種オンライン申請・申告の際の画面へのログインにはおおむね公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] の官製の共通デジタル ID [公的デジタル個人認証制度] (デジタルマイナンバー) の利用が強制される。官

製の共通デジタルIDは、マイナICカードに格納されている。政府は、この官製の共通デジタルIDの民間契約などへの利用拡大を画策している。当然、その危険な使われ方が心配される。

実は、共通番号（マイナンバー）制度反対運動の重要性は日ごと増している。だが、今のようなムシ口旗を振り、仲良しクラブ運動の繰り返しで、運動のデジタル化対応に後れを取ってしまったままでは、まったく展望が見えない。次世代につなげるサステナブル（永

続的）な運動が必要だ。このためには、デジタルマイナンバー／官製の共通デジタルIDに関する知見がある。また、政治を動かし国民の意識改革と一体となったたたかな戦略、兵法が要る。

サステナブルな反対運動のあり方を含め、危うさを増す共通番号（マイナンバー）制度の動向について、石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が聞いた。

(CNNニュース編集部)

**【コンテンツ】**

- 与党政治家はデジタル大嫌い？
- そもそも共通番号（マイナンバー）制度とは何か？
- 新顔のマイナカード登場
- 政府はマイナカード機能のスマホ格納に転換
- デジタルIDとは何か
- 見えるマイナンバーと見えないマイナンバー
- 見えないマイナンバーの使い方は
- ICチップ格納のデジタルマイナンバー
- カードには2種類のマイナンバーがある
- 大銀行もデジタルマイナンバー万歳派に
- デジタルIDでの官尊民卑
- 横文字だらけではデジタル姥捨て山に？
- 共通番号（マイナンバー）制度の狙いの再点検
- デジタルIDに関する知識を豊かにする
- デジタルIDの種類・技術仕様
- デジタルマイナンバー／官製共通デジタルIDの呪縛
- デジタルマイナンバー／官製共通デジタルIDの利用拡大方針
- 名ばかり地方自治でひ弱な自治体
- デジタルIDでも市場競争しないと！
- 無駄遣いでは「アベノマスク」並み？
- 顔パス式マイナ保険証は危険な監視ツール
- 市町村の救急業務へのマイナ保険証活用プラン
- やめられない、とまらないマイナICカードでいいのか？
- デジタルマイナンバーの危険な使われ方

**■与党政治家はデジタル大嫌い？**

(辻村) 政治とカネの問題が相変わらずマスメディアをにぎわせています。自民党派閥の政治資金問題は政界のデジタル対応の遅れも浮き彫りにしました。政治資金収支報告書は今なお9割超が紙提

出だと聞きます。国の役人や与党政治家は、「庶民のカネや財産、そのデータは共通番号（マイナンバー）制度で監視するのが当たり前。一方で、政治のカネや財産のデータの番号監視などはもつてのほか」の姿勢です。不透明で、やりたい放題、そして庶民感覚を欠いた、不公正で無責任な政治の実態が、またもや露になりました。

(石村) インフレで毎日の暮らしに苦しむ国民・納税者には、開いた口がふさがりません。政治家がイヤな番号制は庶民も嫌なのです。自分らは「上等国民」だという意識を持ってしまい、わけ分からなくなってしまっているのかも知れませんね。

(辻村) 共通番号（マイナンバー）制度で、国の役人主導やIT企業と結託した血税浪費のデータ監視国家構想を放任する政治は、民主政治とは相容れません。国民・納税者のプライバシーを大事にしない権威主義国家は誰も望んでいないのです。ところが、政治家は、「自分らは上等国民で、共通番号（マイナンバー）制度については治外法権だ！」の認識なのかも知れません。

(石村) 政治家も、デジタル大好き、になれば、「デジタルに任せていたから記憶がない！」などと答弁できるのでしょうけど。

(辻村) それはなしですね(笑)。

(石村) 今年(24年)1月からは、改正電帳法(電子帳簿保存法)が施行されました。これにより、企業は、電子メールなど電子媒体で受け取った領収書や請求書などを電子保存しないといけなくなりました。しかも、法令違反・不正があると重加算税を課され、青色申告の承認取消しになることもあるわけです。

(辻村) こうした法制に賛成しているのも与党の議員なわけです。官民で進むデジタル(DX)化を後目に、政界は、政治にかかわるカネのデジタル(DX)化には全く後ろ向きなので驚きです。

**(石村)** こうしたわが国特有の政治姿勢が政治資金の透明性を阻害し、裏金の温床になっています。このことは、誰の目に見ても明らかです。「政治家番号制」「ステータスナンバー (status number)」を導入すべきです ((CNN ニュース 80 号、82 号)。政治家は、こうした政治家対象の限定番号導入はイヤでしょう。だったら、人権侵害ツールである共通番号（マイナンバー）制度の廃止、あるいは利用制限を真剣に考えないといけませんよね。

**(辻村)** 私も同じ考えです。

### ■そもそも共通番号（マイナンバー）制度とは何か？

**(辻村)** それでは本題に入ります。最近の共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、盛り上がりを見せているように見えます。そこで、今回は、サステナブルな共通番号（マイナンバー）制度反対運動のあり方を含めて、マイナンバー制度の危険な使われ方にストップをかけるにはどうしたらいいのか、意見を聞かせてください。

**(石村)** わかりました。これまでの共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、「共通番号（マイナンバー）」制度、とりわけ目に見えるリアル／対面で使う 12 ケタ個人番号（国民背番号）に抵抗する運動でした。しかし、わが国の共通番号（マイナンバー）制度は、目に見える背番号に加え、目に見えないネット／デジタル／オンライン空間で使う官製の「共通デジタル ID（デジタルアイディー／アイデンティティ）」、つまり [公的デジタル個人認証制度] もデザインされています。

**(辻村)** わかりやすくいえば、「デジタルマイナンバー」ですね。

**(石村)** そう言えば、わかりやすいかもしれませんね。

#### ★実は2種類あるマイナンバー

##### ①マイナンバー

官製の対面用共通番号／国民背番号（カードに書かれた番号）

##### ②デジタルマイナンバー

官製の共通デジタル ID、つまり、マイナカードの IC チップに格納された公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] の官製の共通デジタル ID

**(辻村)** 「デジタルマイナンバー」、「官製の共通デジタル ID」、あるいは「国民デジタル ID」といっても、一般の市民にはわかりにくいですからね。

**(石村)** わが国の電子政府／電子自治体モデルでは IC カードを使います。マイナカードの IC チップ部分には、カード保有者用の官製の共通デジタル ID である公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] の暗号が入っています。

**(辻村)** マイナカードの IC チップには、どんな機能が備わっているのですか？

**(石村)** おおまかにいうと、次のような機能が入っています。

#### ★マイナカードの IC チップに備わっている機能

- ①カード面の画像データ
- ②カード面の記載事項の文字データ
- ③カード保有者用の官製共通デジタル ID / 公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] の暗号

**(辻村)** それから、電子政府／電子自治体（ポータル）には、IC カードを使わないモデルと、IC カードを使うモデル／デザインがあるということですね。

#### ★実は電子政府／電子自治体ポータルには2つのモデルがある。

- ① IC カードを使わないモデル
- ② IC カードを使うモデル

**(石村)** そうです。わが国の電子政府／電子自治体 [プラットフォーム／ポータルサイト] は、② IC カードを使うモデル／デザインです。

**(辻村)** ところが、近年、① IC カードを使わない電子政府モデルが世界の主流になりつつあるわけですね。

**(石村)** そうです。世界の電子政府 (e-Gov) モデルは、「モバイルファースト (mobile first) / 移動端末優先」の流れに激変しています。Google が検索エンジンのデザインで、パソコン (PC) から「移動端末ファースト指標 (mobile first index)」を掲げたことも、こうした流れを後押ししています。

**(辻村)** 結果、今日、スマートフォン (スマホ) に不都合な官製の IC カードは使わない電子政府モデル／デザインが主流になってきているわけですね。

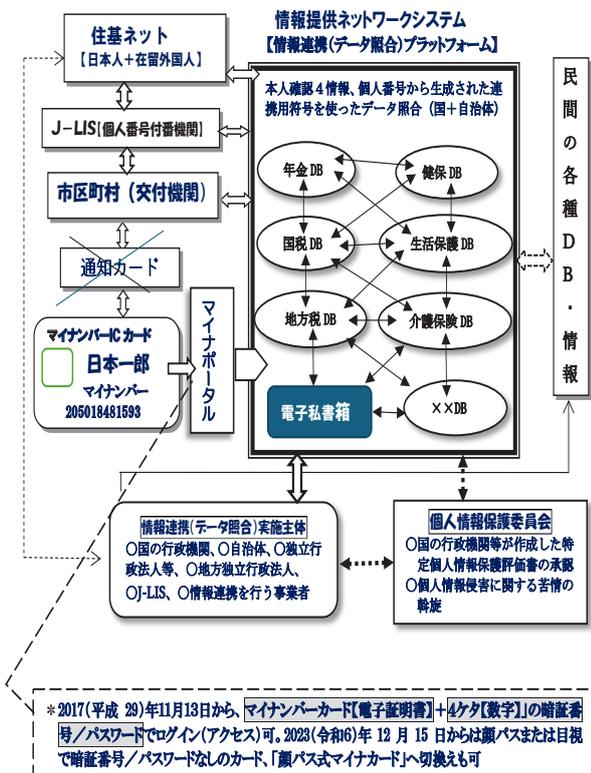
**(石村)** そうです。運転免許証やパスポート (旅券) も、スマホに格納する時代です。にもかかわらず、政府は国民にマイナカードをゴリ押しし、保有者数は、人口の 8 割に達したとか豪語し、愚策を続けているわけですね。

**(辻村)** ところで、わが国のマイナポータルは、国民・納税者の税や社会保障などの情報連携基盤です。同時に、国民・納税者が国や自治体のさ

まざまオンライン行政 Web サイトの接続ハブでもあります。マイナ IC カードは、利用者が一定の行政申請や申告をオンラインにするために行政 Web サイトにログインする際の本人確認用のツール（デジタル ID）です。全体を簡潔にイメージすると、どんな感じなのでしょう？

**(石村)** IC カードを使う電子政府／電子自治体モデル（マイナポータル）〔情報提供ネットワークシステム／情報連携基盤システム〕を、中間サーバーなどを除いて、簡潔にシメージしてみると、次のとおりです。

**【表 1】 IC カードを使う電子政府モデル(マイナポータル)**



■新顔のマイナカード登場

**(石村)** わが国でのスマホの普及率はおおむね 90%です。災害時を含め、外出するときは、ほとんどの人がスマホを身から離さない時代です。マイナカードを携行して外出する人は少ないと思います。ですから、マイナ保険証で、携行する癖をつけさせようということなのでしょうけど。これも茶番・愚策です。仮に紙の保険証をマイナ保険証にするにしても、確実にスマホに直接格納する方向になると思います。

**(辻村)** 血税のばら撒きの「マイナカードパンデミック」にストップかけないといけませんね。

**(石村)** そうです。膨張し 19 兆円もの血税を浪費

した高速増殖原型炉「もんじゅ」と同じ無責任の構想に似てきました。グローバルに見ても、オーストラリアや北米、EU 諸国を含め、官製の IC カードは発行をしないか、止めてきています。対面用の官製の ID やオンライン用のデジタル ID は、スマホに直接格納する方向なわけです。いずれにしろ、IC カードはスマホには不都合ですから…。

**(辻村)** それでも、わが国政府は、暗証番号／パスワード設定の必要のない新たな顔パス（顔認証）式マイナカードを導入しました。新顔のマイナカードで時代遅れの IC カードを使う方式を強化するねらいでしょうか？

**(石村)** ファナティック、無謀な参謀による「マイナインパール作戦」でしょう。原発と同じで、マイナカードでは、利害を超えて議論を尽くす姿勢など、これっぽっちもないですからね。

**(辻村)** 今般の「顔パス式マイナカード」の導入は、土台が腐ったマイナハウスを新築のように偽装する役所仕事の典型ですね。

**(石村)** 標準仕様のマイナカードでは 4 種の暗証番号／パスワードの設定が必要。ところが、新顔のマイナカードでは 2 種の暗証番号／パスワードの設定が要らなくなりました。ただ、その用途は限られます。それから、代わりのデータ安全対策で、生体認証（顔パス）式を使うことになりました。これは、新たな人権問題につながります。マイナカードは、迷走しています。ますます複雑怪奇になり、市民には使い勝手の悪いツールになってしまいました。スマホファーストの流れをせき止める大量の流木のようにです。

**(辻村)** ところが、市民主導の共通番号（マイナンバー）制度反対運動では、暗証番号／パスワード入力迷路化や、「顔パス式」、「生体認証」への問題意識は低いですね。

**(石村)** 紙の保険証のことばかりですね。

**(辻村)** それに、マイナ IC カードには、IC チップに「デジタル ID」である「デジタルマイナンバー」が格納されています。しかし、その危険な使われ方については、ほとんど取り上げられていません。

**(石村)** まさに、その点は重要です。私は、市民目線の仲良しクラブタイプの市民運動はとても大事だと思っています。しかし、1800 年代初頭に起きた機械打ち壊し（ダライト）運動のようでは、もう限界がきています。デジタル ID / デジタルマイナンバーなどの危ない使われ方にもっとメスを入れられないといけません。

**(辻村)** でないと、一層、国の役人はやりたい放題になりますね。

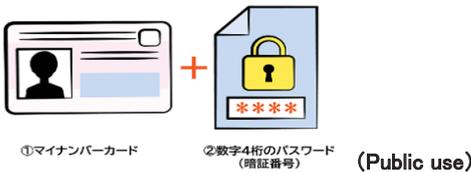
コラム

ニューフェースの「顔パス式マイナカード」とは

政府は、2023（令和6）年12月15日から、顔パス（顔認証）または目視で暗証番号／パスワードなしのマイナカードへの切り替えも可能になった、とPRしました。

これまで、マイナンバーカードの作成時には、次の4種類の暗証番号／パスワードの設定が必須。

- ①署名用電子証明書暗証番号／パスワード：英数字6～16文字
- ②利用者証明用電子証明書暗証番号／パスワード：数字4桁
- ③住民基本台帳用暗証番号／パスワード：数字4桁 [ただし通常未利用]
- ④入力補助用暗証番号／パスワード：数字4桁



しかし、新たな「顔パス式マイナカード」では、③住民基本台帳用暗証番号／パスワードと④入力補助用暗証番号／パスワードは設定しないことも可能に。

また、②利用者証明用電子証明書については、暗証番号／パスワードを利用せず機器または目視による顔認証により利用が可能。ただし、利用できるサービスは限定。

顔パス式マイナカードで①利用できるサービスは、①本人確認書類としての提示、②健康保険証としての利用（ただし、健康保険証としての利用には、本人が医療機関でマイナカードを提示して利用登録が必須）

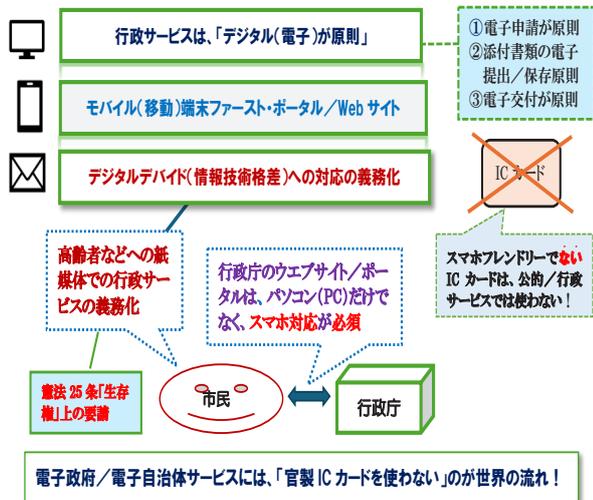
また、顔パス式マイナカードで②利用できないサービスは、①マイナポータル、②住民票などのコンビニ交付、③暗証番号／パスワード入力必須な手続、④その他のオンライン手続

■政府はマイナカード機能のスマホ搭載に転換

(石村) そうです。デジタル庁など国の役人は国民にマイナカードをゴリ押しし、血税の垂れ流しを続けています。しかし、オンライン行政事務で「モバイルファースト」、「スマホファースト」の流れが加速しています。

(辻村) 彼らも、当然、世界の「モバイルファースト」、「スマホファースト」の激流に抵抗しきれないことはわかっているでしょうね。

【表1】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



3月、政府は、「マイナカードの全機能をスマホに搭載できるようにする」マイナンバー法改正案を国会に提出しました。

(辻村) 「今が潮時だ！」ということでしょうか？

(石村) CNN ニュース今号（117号）が出る頃には通過しているのではないのでしょうか？

(辻村) 昨今の国会での政治とカネも問題への対応を見てもわかるように、アナログ大好きな議員だらけです。こんな国会では、ICカードを使う電子政府／電子自治体（e-Gov）モデルとそうでないモデルの違いなどはまともな議論になりそうもありません。マイナカード機能のスマホ直接格納に転換問題は、「まるで他人事」でしょう。まともな議論もしないで通るでしょうね。

(石村) 臭いものにはハエが群がる、ものです。政府は、ポイント還元とかでマイナカードパンデミックを煽りました。巨額の血税の垂れ流ししたあげく、今度は臭いものにはふたをする、で終わりにしようとしています。

(辻村) 大方の国会議員、アナログ問題になると元気ですが、デジタルではほとんど存在感がありません。困ったものです。

(石村) 政府は、改正法案成立後1年以内に施行するとしています。2025年夏にも適用がはじまる見通しです。

(辻村) このマイナンバー法案が通るとマイナンバーカードの全機能のスマホ搭載がはじまるのでしょうか？

(石村) 彼らも、いつまでもこんなことしてはヤバイと自覚しているようです。で、こうした愚策を覆い隠すような動きができました。この

(石村) マイナンバーカードの全機能のスマホ搭載といっても、大きく2つのモデルがあります。

★マイナンバーカードの全機能のスマホ搭載には2つのモデルがある。

- ① ICカードを取得させたうえでスマホに読み取らせるモデル
- ② ICカードの取得なしにアプリストアから入手しスマホに直接装備するモデル

(辻村) 改正法案では、どちらのモデルを採用しようとしているのでしょうか？

(石村) ① ICカードを取得させたうえでスマホに読み取らせるモデルです。

(辻村) 先ほど、石村代表は、マイナカードのICチップに備わっている機能として、①カードの画像データ、②カード面の記載事項の文字データ、③カード保有者用の官製共通デジタルID／公開鍵式 [JPKI／電子証明書] の暗号の3つをあげました。

(辻村) 現在、グーグル社のアンドロイドスマホのような一部機種では、③公開鍵式 [JPKI／電子証明書] の機能だけは使えるようです。この法改正で、残りの①②の機能もスマホで使えるようになるのでしょうか？

(石村) 実質的にマイナカードがスマホのなかに入っているのと同じになり、EU諸国のように、マイナカードの携行は要らなくなる見通しです。ただ、越えなきゃいけないハードルは高いように見えます。

(辻村) とりわけ、アップル社のiPhoneは、マイナ機能にトータルに対応していませんね。

(石村) そうです。マイナカードからの機能の読み取りはNFCまたはFelica機能のあるスマホに限られます。それから、マイナカードのICチップに格納された公開鍵式 [JPKI／電子証明書] を読み取るのも至難です。多くの市民は、この作業に悲鳴をあげています。作業の途中でギブアップしています。マイナカードは廃止し、アプリストアから必要なマイナアプリを入手しスマホに直接装備するモデルにしないとダメです。

(辻村) アップル社は独自のデジタルIDであるアップルウォレット (Apple Wallet) を販売しています。iPhoneに購入者のマイナカード保有者用の官製共通デジタルID／公開鍵式 [JPKI／電子証明書] の格納を日本政府から強要されるのは心外だと思うかもしれませんね。

(石村) 現在、デジタル庁がアップル社とマイナ

カード機能の読み取り・搭載を求めて交渉していると聞きます。しかし、日本は、中国のような権威主義国家体制を敷いているわけではありません。市場主義の国です。アップルウォレット (Apple Wallet) のような信頼できる民間のデジタルIDを行政事務のオンライン申請・申告に積極的に活用することを法認しないとダメです。

## ■ デジタルID とは何か

(辻村) デジタルID、といわれてもピンとこないところがあります。市民団体の人たちが、共通番号 (マイナンバー) 制度に対する基本的な理解が不足しているとしても、仕方ないところがありますね。

(石村) 確かに、「デジタルID」、「デジタルマイナンバー」は、目に見えない電子番号のようなもの、あるいは公開鍵式 (JPKI／電子証明書) の暗号、といわれてピンとこないかもしれませんね。

(辻村) 税理士の場合、依頼先納税者の確定申告は、税理士事務所のパソコン (PC) から電子申告 (e-Tax) するのがふつうになっています。

(石村) その場合、税理士は、日税連電子認証局発行のICカード「税理士用電子証明書」(eTax版／eLTAX版)に格納 (インストール) された電子証明書／PKI／公開鍵、式のデジタルIDを使いますよね。

(辻村) そうです。電子証明書／PKI／公開鍵、式のデジタルIDを使って、国税庁のポータルサイト (Webサイト) にログイン／アクセスして、オンラインで電子申告データを送付しています (税理士用電子証明書の発行【第五世代】(有効期間：2026年3月迄) - 日本税理士会連合会 (nichizeiren.or.jp))。

ですから、税理士や事務所の職員は、かなり基本的な仕組みや使い方がわかっています。わからないと仕事が続けられません。

(石村) ところが、「マイナカード要らない!」をキャッチに市民運動でムシロ旗あげて闘っている人たちは違います。

(辻村) 「デジタルID」、「デジタルマイナンバー」といわれてよくもわからないのもムリがないと思います。



(Public use)

**(石村)** 税理士の場合、ふつうの勤め人やギグワーカー／フリーターの人たちとは異なり、事業者の代理申告をしています。ですから、パソコン（PC）＋ICカードリーダーを使いますね。このカードのICチップ部分に入っている「公開鍵式（JPKI／電子証明書）の暗号」がデジタルIDです。税理士の場合、複雑な申告を扱いますから、仕事はパソコン（PC）中心ですね。

**(辻村)** そうですね。時代はスマホファーストとはいうものの、税理士はスマホ申告とは縁遠い存在ですね。簡単な給与所得の申告、年金受給者の申告、ギグワーカーの業務のかかる雑所得の申告などでは、スマホを使った本人申告も可能でしょう。しかし、企業の事業所得や法人税の申告などでは、代理人である税理士が電子申告をするとしても、パソコン（PC）でないと至難です。

### ■見えるマイナンバーと見えないマイナンバー

**(石村)** 本人確認用の「番号」というと、「ID（アイディー／アイデンティティ／identity）」ともいいますが、誰でも、まず目に見える番号（例えば、12桁の個人番号や13桁の法人番号、消費税の事業者登録番号）が目には浮かびます。しかし、共通番号（マイナンバー）制度／マイナポータルでは、目に見えない番号（暗号／電子番号）も使われています。この「目に見えないID」を「デジタルID」（「デジタルマイナンバー」）といいます。インターネットを使い、パソコン（PC）、スマートフォン（スマホ）やタブレットのような移動端末から、行政機関や民間機関のWebサイト／データベース（DB）にログイン／アクセスするとします。この場合には、デジタル空間／オンライン空間／ネット空間で通用する「本人確認証／ID（アイディー）」、つまり「デジタルID」を使います。

**(辻村)** 「本人確認証／ID（アイディー）」には、目に見えるものと、目に見えないものがある。このことをしっかり押さえないと、オンラインサービス、ネット取引を理解できないということですね。

**(石村)** そうです。わが国の場合は、政府が、税務や社会保障行政サービスなどにオンライン申請・申告する際に住民が使う専用の官製の共通デジタルID（デジタルマイナンバー）をマイナンバーカードのICチップ部に格納して配っているわけです。

**(辻村)** ほかの配り方もある？

**(石村)** 今日、スマホが普及している諸国では、デ

ジタルIDは直接スマホに格納する仕組みにシフトしてきています。ですから、デジタルIDをカードのICチップ部分に入れて配るようなムダなことはしていません。例えば、オーストラリアがそうです。

### ■見えないマイナンバーの使い方は

**(辻村)** まず、誰にでもわかる基本的な話をお願いします。わかりやすく話すのは、第一線で教育に携わってきた石村代表のような方でないと難しいですから（笑）。

**(石村)** わかりました。住民が、法令に定める税と社会保障事務（＋災害対策＋自治体が条例で定める事務）についてオンライン申請・申告をするとして、この場合は、まず、マイナポータルにリンクする国や自治体の機関のWebサイトに、ホームページ（HP）にアクセスすることになります。これらWebサイトは、誰でもアクセスでき、デジタルIDなしで自由に閲覧できます。しかし、オンライン申請・申告をするにはログインの際の本人確認には必ずマイナICカードに格納された官製のデジタルIDを使わないといけないことになっています。

**(辻村)** つまり、ログインに使えるのは、官製の共通デジタルID、つまり「デジタルマイナンバー」で、マイナICカードに格納された公開鍵式 [JPKI／電子証明書] の暗号、だけですね。

### ■ICチップ格納のデジタルマイナンバー

**(石村)** そうです。それから、ひとくちに、目に見えないデジタルIDといっても、民間のものと、公的／官製のものがあります。やさしくいうと、次のとおりです。

#### ★実は2種類あるマイナンバー

##### ①官製のデジタルID

わが国の場合は、「公開鍵式 [JPKI／電子証明書] の暗号」をICカードに格納した官製の共通デジタルID、いわゆる「デジタルマイナンバー」

##### ②民間のデジタルID

民間のデジタルIDプロバイダーが開発した「ID＋パスワード方式」、「ID＋パスワード＋ワンタイムパスワード方式」の仕様のデジタルID

**(辻村)** 目に見えない「官製の共通デジタルID」（「デジタルマイナンバー」）は、「公的デジタル個人認証サービス」ともいいますが、官製のマイナカー

ドのICチップに入っているものですよ。

**(石村)** そうです。ですから、マイナカードにデジタルIDを格納して配付しているのは、国や自治体のオンライン申請・申告にあたり、申請者に官製の共通デジタルID（デジタルマイナンバー）の利用を強制するためです。

**(辻村)** 2020年当時、東京都渋谷区は、スマホ＋民間のデジタルID [ID＋パスワード＋顔認証式] を使って住民票交付のオンライン申請をできるようにしようとしていました。しかし、総務省は実施直前にストップをかけ、潰してしまいましたね。あれは、国が、`官尊民卑、丸出しで、`民間のデジタルIDは罷りならぬ!`で、官製の共通デジタルID（デジタルマイナンバー）の利用を強制するためだったのです。

**(石村)** そうです。当時、渋谷区は、スマホ＋民間のデジタルID利用の住民票のオンライン交付という、とても地方自治を大事にする挑戦をしました。民間デジタルIT業者が裁判で争いました。しかし、行政追従の消極司法はこの訴えを認めませんでした。https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/04646/

**(辻村)** まあ、デジタルIDでの官尊民卑をただすうえで大事なポイントですね。でも、ムシロ旗の共通番号（マイナンバー）制度反対の市民運動家などには、渋谷区事例の重さを理解するのは至難だと思えます。

**(石村)** ほぼ関心がないと思えます。

**(辻村)** この事例の重さを理解できないから、ムシロ旗オンリーの運動から脱皮できないのです。

**(石村)** 残念ですが、そういうことです。とくに、市民運動団体は、官製の共通デジタルID（デジタルマイナンバー）についての知見がほとんどないし、ほとんど関心もありません。デジタル（DX）化は避けて通れないのですが、住基ネットの時代と変わらないスタンスです。

### ■カードにある2種類のマイナンバー

**(辻村)** マイナカードには、①目に見えるマイナンバーと、②目に見えないデジタルマイナンバーが搭載されているわけですね。

**(石村)** まあ、言い方はいろいろ考えられますが、わかりやすく言えば、そうです。①対面で使うリアルID（目に見える空間の本人確認で使うID）と、②デジタルID（目に見えないネット空間の本人確認に使うID）が入っています。

**【表3】マイナICカードは「マイナンバー」＋「デジタルマイナンバー」兼用イメージ**

①対面で使うリアルID （目に見える空間の本人確認で使うID）	官製のリアル&デジタル兼用ID / マイナICカード
②デジタルID（目に見えないネット空間の本人確認に使うID）	



**(辻村)** それぞれ使い方は違うのです。

**(石村)** そうです。②デジタルIDは、`官、`お上、がつくって個人に取得させ、幅ひろいオンライン行政サービス、さらに、わが国の場合は民間サービスにも幅広く共通して使わせる目的をもっています。いわば`官製の共通デジタルID、`です。「国民デジタルID」あるいは「デジタルマイナンバー」といった方がわかりやすいかもしれません。マイナカードのICチップに入っています。

### ■大銀行もデジタルマイナンバー万歳派に

**(辻村)** 政府は、「公的個人認証サービス」用の`官製の共通デジタルID、`つまり`デジタルマイナンバー、`を行政だけでなく、民間サービスにも使わせる方向ですね。

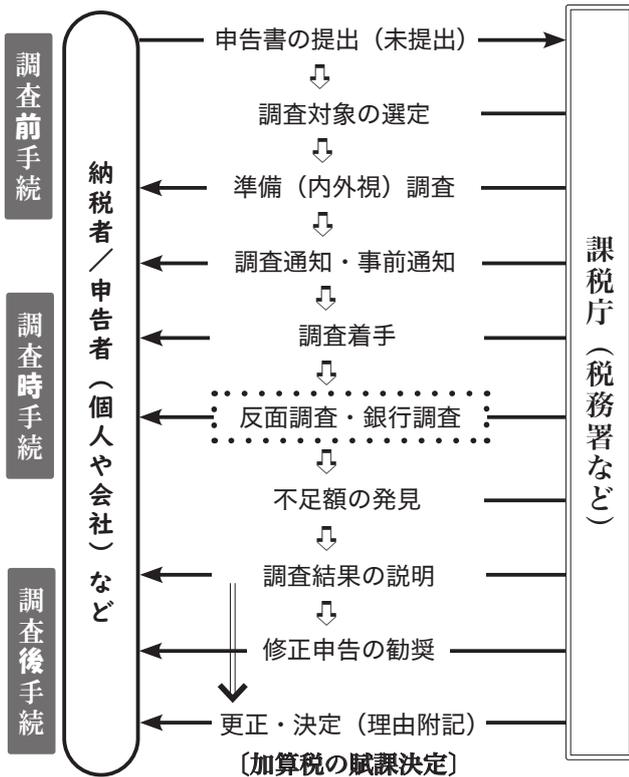
**(石村)** そうです。例えば、民営化されたはずのゆうちょ銀行は、`マイナンバー普及、`では政府のワンコのような姿勢です。それから、今（24）年2月に、三井住友銀行は、個人の銀行口座開設に、従来の運転免許証などに代えて、マイナカードを使う方針を打ち出しています。

**(辻村)** 銀行は、もはや預金者の金融プライバシーを守る気概など皆無ですからね。税務署は納税者の銀行調査（反面調査）をします。この場合、銀行は預金者である顧客がスッポンポンになるほど税務署に金融情報を提供しています。今度は、大銀行が率先して、顧客の金融口座管理、ネットバンキングなどに`官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバー、`を使うと言い出したわけですね。

**(石村)** そうです。政府は、銀行口座開設の際の本人確認にマイナカードを使い、運転免許証などを使うやり方は廃止する方針を打ち出しています。三井住友銀行は、その方針に早めに乗ったということでしょう。

**(辻村)** 紙の預金通帳も廃止または有料化です。まさに、金融界は、政府のデータ監視国家路線に

【図4】申告後の課税庁による処理手順



万歳三唱する方向に大きくシフトしていますね。

(石村) それから行政が、税金関係の各種データベース (DB) と社会保障関係の各種データベース (DB) との間でデータ照合／連携をします。この場合にも、この「官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバー」を使います。つまり、「電子番号／符号」を使って個人データをやり取りすることになっています。

### ■デジタルIDでの官尊民卑

(辻村) つまらない質問をしますが、「官製の共通デジタルID」ということですから、わが国では「民間のデジタルID」も幅広く使われているのですね？

(石村) 使われています。例えば、ネットでアマゾンのWebサイトにアクセスして本を買おうとします。この場合、Webサイトの閲覧は自由ができます。しかし、注文画面へのログインには「ID＋パスワード」＋メール送付されたワンタイムパスワード（セキュリティコード）方式の民間のデジタルIDを使います。こんな具合で、存在感は薄い感じですが、むしろ、民間のデジタルIDの方が幅広く使われています。民間のデジタルIDよりも官製のデジタルIDが目されるのは、わが国は依然として官尊民卑の色合いの濃い国だということです。

(辻村) ふだん、私たちは「デジタルID」という言葉をあまり意識しませんが、実はデジタルIDを頻繁に使っているのですね。

(石村) そうです。それから、例えばアメリカでは、そもそもわが国のような公開鍵式 [JPKI／電子証明書] を採用した官製の共通デジタルIDを導入していません。行政のWebサイトでも、オンライン申請・申告が伴う場合にも、申請・申告画面へのログインの際には指定（認証）された民間のデジタルIDを使って個人認証／本人確認をしています。アメリカは、民間ファーストで、官尊民卑の国ではありませんから。ですから、アメリカの場合、連邦、州、地方団体は、それぞれ公開入札で民間のIT企業／デジタルIDプロバイダーと契約して、各自最適のデジタルIDを採用しています。

(辻村) 名ばかり地方分権で、官製の共通デジタルIDの利用を強制する中央集権の国のわが国とは違うのですね。

(石村) そうです。

### ■横文字だらけではデジタル姥捨て山に？

(辻村) 普通の市民には、「デジタルプラットフォーム」とか「ポータルサイト」という言葉すら難しいのです。ですから、「マイナンバー要らない」なわけです。CNNニュースの読者は、記事の内容を理解するのに苦労していると思います。横文字はできるだけ優しく説明してください。

(石村) 実は、私も「牛の反芻」みたいで、多くのデジタル用語は消化しないまま話しています(笑)。

(辻村) 例えば、「ポータルサイト」、「マイナポータルサイト」の言葉を理解できない読者もいると思いますが？

(石村) 「ポータルサイト」とは、ユーザーである市民や納税者がオンライン申請・申告で各種行政サービスWebサイトにログイン／アクセスする際の接続ハブ (nodal hub) [ネットワーク接続拠点] となるWebサイトのことです。わが国の場合、税や社会保障などの各種行政Webサイトは、マイナポータルと呼ばれる接続ハブにリンクしています。こうした言葉は、「デジタルネイティブ」、「スマホネイティブ」、中心の世の中にならないと理解してもらうのはムリも知れませんね(笑)。

(辻村) そもそも、「デジタルネイティブ」、「スマホネイティブ」といった横文字の意味がわからないのです。ですから「マイナンバー要らない」、

あるいは国粹主義に走る御仁が出てくるのではないのでしょうか（笑）？

**（石村）** 横文字だらけのデジタル用語で、時代についていけない人たちの姥捨て山行が増えるというものの、世代交代には時間がかかりますね。

**（辻村）** いまや、どの世代もスマホを頻繁に使っています。ですから、世代だけの問題でもないと思いますが。

**（石村）** からかわないでください（笑）。「デジタルID」の話に戻します。

**（辻村）** 「デジタルID」には、いろいろな方式（仕様）があるようですが・・・

**（石村）** そうです。例えば、これまで民間銀行のネットバンキングや信販会社のWebサイトへのログインでは、`ID + パスワード方式`に加え、スマホにSMS [ショートメッセージ] で送られてくる、PC 電子メールで送られてくる `ワンタイムパスワード`で補強したデジタルIDが使われています。

**（辻村）** `ログインID + パスワード方式`。それから、`公開鍵式 [JPKI / 電子証明書]`がありますね。PKI / JPKI 方式は、共通番号（マイナンバー）制度や税理士会（日税連）の税理士用電子証明書でも使われています。

**（石村）** 一般に、同じ自治体内、つまり名古屋市、横浜市、さいたま市などが開設するWebサイトでも、`ログインID + パスワード方式`と、`公開鍵式 [JPKI / 電子証明書]`が併用されています。例えば、市町村の水道局の下水道料金確認アプリでは `ID + パスワード方式`が使われています。一方、自治体の保育所入所のオンライン申請などでは、官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバー / 公開鍵式 [JPKI / 電子証明書]を使わないと手続きができません。

**（辻村）** 同じ自治体内でも、官製デジタルID (JPKI) デジタルマイナンバーを使う業務とそうでない業務があるわけですね。

**【表5】** さいたま市水道局アプリのサンプル



**（石村）** そうです。官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバーを使うことが強制されるのは、法定の税と社会保障業務、災害関連事務、自治体が条例で定めた一定の事務など【表10】(24頁)です。

**（辻村）** ほとんどの市民は、マイナカードは、`国定`の身分証明書、であることはわかるんですが、`デジタルID`、`デジタルマイナンバー`の機能も備わっていることが理解できていません。

**（石村）** そうですね。ですから、共通番号（マイナンバー）制度反対運動では、ネット空間でのマイナICカードに格納された `官製のデジタルID (JPKI) / デジタルマイナンバー`の使われ方に対しては抵抗できていません。

**■共通番号（マイナンバー）制度の狙いの再点検**

**（辻村）** わが国の共通番号（マイナンバー）制度には、どういう目的、狙いがあるのか、もう一度わかりやすく教えてください。

**（石村）** わが国の共通番号（マイナンバー）制度には、図説すると、次のような3つの狙いがあります。

**【表6】** 共通番号（マイナンバー）制度の狙い

- ① 国家が、居住者全員に12ケタの個人番号を振り、マイナICカードを取得・提示させ、現実空間での税・社会保障業務サービスでの本人確認にリアルIDとして使わせること。これにより、税と社会保障の情報連携を強化すること。
- ② 税・社会業務サービスでネット空間に展開される電子政府 / 電子自治体 (e-Gov / マイナポータル / マイナプラットフォーム) へのアクセス / ログインの際に、マイナICカードの裏面にICチップに搭載された公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] を `官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバー`として使わせること。言いかえると、法令や条例で定められた国や自治体の税・社会保障業務など一定のオンラインサービス申請・申告では、官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバー利用が強制されること。したがって、アメリカなどとは異なり、民間デジタルIDの利用は禁止されること。これにより、官製共通デジタルID (JPKI) による完璧な監視、税と社会保障のデータ照合を徹底すること。
- ③ 顔写真つきの国民登録証 (公定身分証明書 / 国内パスポート / 電子通行手形) の携行を実質的に義務化すること。
  - ・例えば、マイナICカード携行を実質義務化するために紙の健康保険証の廃止、マイナ健康保険証【生体認証 (顔パス) + 官製共通デジタルID (JPKI) / デジタルマイナンバー搭載

マイナ IC カード使用のオンライン健康保険資格確認システム（M システム）導入による位置確認・電子データ収容所列島化。

- ・総務省消防庁主導の消防救急へのマイナ保険証活用プランの試行開始。消防の救急搬送（119 番）では、現在、傷病者（患者）の情報は、救急隊員らが、口頭で聴き取っている。そこで、救急隊員らが本人の同意を得て、マイナ保険証を IC カードリーダーで読み取り、タブレット端末でオンライン健康保険資格確認等システムにアクセスし、システムに格納された医療情報／データ【薬剤情報・診療情報・特定検診情報（ほかに透析・医療機関名）】を閲覧して、搬送先医療機関を選定し、救急搬送する仕組み作り、マイナ IC カード携行の実質義務化推進が狙い。

**（辻村）** もう一度レビューします。共通番号（マイナンバー）制度は、次の 3 点セット。つまり、①目に見えるマイナンバーと、②目に見えないデジタルマイナンバー、そして、③顔認証式マイナ IC カード。

**（石村）** そうです。これら 3 点セットのうち、よく理解されていないのが②デジタルマイナンバー、つまり官製の共通デジタル ID です。とくに、「郵便は郵便局だけでいい、放送は NHK 独占でいい」、「民間宅配や民放は要らない」という意識の市民も少なくないわけです。こうしたことも手伝って、税や社会保障など基幹サービスへのオンラインアクセスには官製の共通デジタル ID / デジタルマイナンバーを使うのは当たり前とする意見も強いのです。

**（辻村）** わが国では、オンライン申請・申告で行政の Web サイトにログインする際に民間のデジタル ID を使って当たり前とする市場主義の国の常識が通じないわけですね。

**（石村）** そうです。官製の共通デジタル ID が権威主義国家づくりのツールにならないようにするには、デジタルマイナンバーではなく、民間のデジタル ID も使えるようにしないとイケないわけです。

### ■求められる豊かなデジタル ID 知見

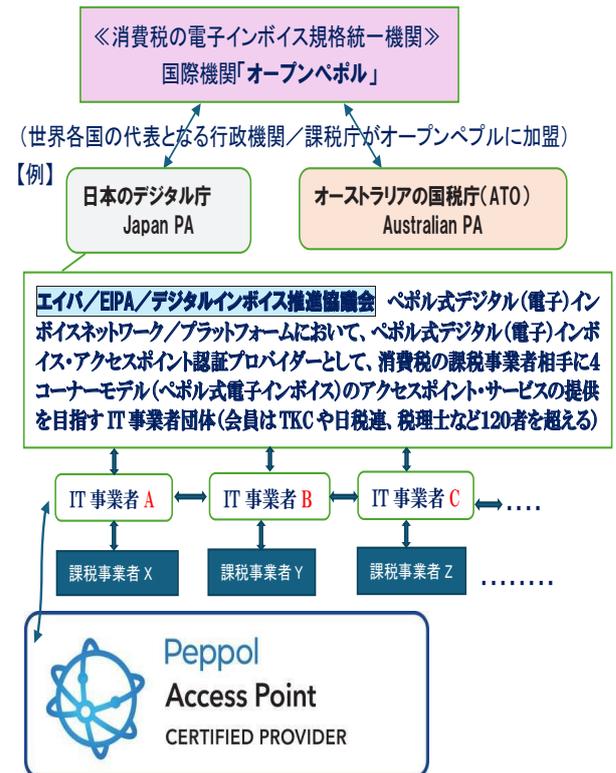
**（辻村）** 想定を超えるスピードでデジタル化（DX 化）が進んでいます。税務分野でもデジタル化の大波からは逃げ切れません。税理士もデジタル化対応におろおろしていると、生き残れません。電帳法（電子帳簿保存法）の今年（24 年）1 月 1 日から施行されました。

**（石村）** インボイス制度への転換で、いまや税務

はカオス常態ですね。それに、岸田首相の肝煎り政策で、今年度の所得税法改正に定額減税措置が盛り込まれました。これも極めて煩雑な事務作業になります。税制簡素化の理念が完全に吹っ飛んでしまっていますね。

**（辻村）** これからは、さらなるデジタル化（DX 化）で、ペポル式電子インボイスへの対応も迫られてきます。

**【表 7】ペポル式電子インボイスの国際ネットワークの仕組み**



ペポル式電子インボイス・アクセスポイント認証プロバイダーのロゴ（Public use）

**（石村）** ペポル式デジタル（電子）インボイスとは、インボイス発行の伴うあらゆる消費税の課税取引を自動改札で囲まれた東京の山手線を走らせて、不正乗車などを取り締まる仕組みです。

**（辻村）** 理屈はわかるのですが、実現できるのでしょうか？

**（石村）** 本来 EU（欧州連合）で開発された仕組みです。EU はそれなりにうまくいっているようです。しかし、オーストラリアやカナダなど後追い参加した国々では苦戦しています。これらの国々では、消費税（GST / VAT）導入時からインボイスを使っており、久しくペポル式でない電子インボイスが流通していますから。

**（辻村）** 帳簿式からインボイス制度への変更で混乱しているときに、ペポル式デジタル（電子）インボイスを同時にゴーさせる役人の感覚が問われ

ていますね。

**(石村)** わが国も、ペポル式デジタル（電子）インボイスでは苦戦すると思います。すでに民間にIT企業は、電帳法にそったデジタル（電子）インボイスを開発・販売していますから。いずれにしる、経済取引はもちろんのこと、国や自治体の税・社会保障業務が、従来の目に見える「現実空間（リアル空間）」から、目に見えない「ネット空間（デジタル空間／オンライン空間）」にまで大きく拡大しています。ところが、共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、デジタル（DX）化の大波に乗れないでいます。

**(辻村)** 共通番号（マイナンバー）制度反対運動がガラパゴス化しているということですね。

**(石村)** そうです。所詮、デジタル大嫌いな市民によるムシロ旗運動だから仕方がない、と言ってしまえば、それまでですが。

**(辻村)** 共通番号（マイナンバー）制度の廃止は難しいけども、共通番号（マイナンバー）制度をただ運動は続けられないといけませんね。でないと、マイナンバー制度の民間の自発的利用が限りなく広がることをストップできなくなりますからね。

**(石村)** いずれにしる、反対運動では、①「官製の共通デジタルID（JPKI）」／デジタルマイナンバーの民間分野への汎用／拡大利用の危険性については、ほとんど斬り込めていません。

**(辻村)** NHKが肥大化し、国営放送になることへの警戒感、民放の存在の大事さをどう認識するかと同じレベルの問題があるように思います。先ほど、石村代表がふれましたが。

**(石村)** そもそも、「デジタルIDとは何か」がわかっていないのです。官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバーの増殖が自由や民主主義に厄介な存在になるなどと考えたこともないのです。だから、旧態然とした反対運動しかできないのだと思います。

**(辻村)** デジタルに明るいしっかりしたリーダーを見つけるか、リスクリング（学び直し）が必要なのでしょうけど。

**(石村)** 正論です。しかし、運動参加者の高齢化もあり、サステナブル（永続的）な運動は至難です。「運動疲れ」もあると思います。笛吹いても踊らず、です。

**(辻村)** 税理士界もほぼ同じレベルです。多くの税理士は「官製のデジタルIDと民間のデジタルIDの違い」など意識したことがないのです。ですから、大方は、「言われていることがわからないのです。リスクリング（学び直し）の必要性も

感じていないと思います。

**(石村)** そもそも、税理士業は、本来自由であるはずの税務相談・税務書類の作成などの仕事を政府規制で囲って「専門職」としているわけです。「税理士でない者は、タダでも他人の税金の相談に乗ったり、申告書を書いてやったりするのは禁止だ」と威勢を張り、ハエたたきを手にして無資格者を排除している職業のイメージがあります。

昨年度（2023）の税制改正では、非税理士の税務相談停止命令制度（税理士法54条の2など）が創設されました。しかし、生成AIを使った税務相談が一般化するのには時間の問題です。わが国でも、すでに税務専門職とIT企業がコラボで立ち上げた税務AIロボ税理士【税務相談ロボット（robon.co.jp）】が有償ビジネスをはじめています。税理士も税務相談ロボットを使う時代は間近です。税務相談ロボットが脱税指南をしたと疑われる場合に、財務大臣は税務相談停止命令を出すのでしょうか？

**【表8】 対面税理士派？ 税務AIロボ税理士派？**



**(辻村)** 私も、非税理士の税務相談停止命令制度は、DX化時代の流れを読めない稚拙な立法だと思えますね。

**(石村)** 非税理士の税務相談停止命令制度は、「規制大国のモグラたたき？」で、世界の笑いものになるような拙速かつ稚拙な役人の独りよがりの立法ですね。拙速にこんな時代錯誤の法律をつくってはいけません。専制主義国家の中国あたりでは当り前の立法かもしれません・・・。速やかに廃止しないとといけません。議員立法の出番です。

**(辻村)** 石村代表からすると、税理士は税務署のお手伝いさんで、「官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバー万歳」の集団のように見えるかも知れませんが・・・。しかし、全員がそうではありません。ただ、税理士は伝統的に「文系」の職業とされてきました。ところが、税務のデジタル化の大波で、ITに強くなるための「理系」の知見を豊かにしないと、生き残れない時代に入ってきています。世代によっては、すでに生き残りは至難です。

**(石村)** それに、「税制簡素化」の理念はどこかにふっとんでしまっています。複雑怪奇なインボイス制度や電帳法（電子帳簿保存法）の導入などが目白押しです。税務専門職ですら、目まぐるしく変わる税制に追いついていくのに必死なようです。

デジタル化対応にまで手が回らないのでしょうか。  
**(辻村)** 税務データを、安心・安全（データセキュリティ）を確保したうえで、オンラインでやり取りするには、デジタルIDは極めて重要な役割を果たしていると思います。このことについては、大方の税理士は理解していると思います。IT専門用語の理解は別として・・・。「デジタルID」の種類について教えてください。

■デジタルIDの種類・技術仕様

**(石村)** さまざまな種類のデジタルIDがあります。リストにしてわかりやすく説明すると、次のとおりです。

【表9】データセキュリティ対策で個人用のデジタルIDに利用される技術仕様

技術仕様（方式）	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
① ログインID・パスワード	低	高	中	安全度が中程度
② 公開鍵式 [PKI / 電子証明書]	中	低	高	運用が煩雑
③ 生体認証 (顔・虹彩・指紋など)	高	高	高	容認度が低い
④ 二次元コード	高	高	高	PC対応に難あり
⑤ ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
⑥ ブロックチェーン (暗号資産) 式	-	-	高	技術開発途上

**(辻村)** これは、「デジタルIDとして使われる技術仕様の種類」の話ですよ。

**(石村)** そうです。実際には、デジタルIDとして複数の技術仕様が使われているケースも少なくありません。例えば、スマホを使って、VISAカードの利用明細をオンラインチェックするには、Webサイトにログインする際には、①ログインID+パスワード、または③顔認証、そして、SMS（ショートメッセージサービス）のテキストメッセージで送られてくる⑤ワンタイムパスワード【リンキングコード、セキュリティコードともいいます。】を入力する必要があります。また、例えば、携帯料金をスマホでオンラインチェックするには、Webサイトにログインする際には①

ログインID+パスワード、または③顔認証の技術仕様を使うように求められます。

**(辻村)** この辺は、生まれながらにしてスマホに触ってきた「スマホネイティブ」世代には抵抗なく受け入れられているようです。説明は要らないようです。

**(石村)** 我々の世代は、言葉を定義することからはじまります。説明してもらわないと、よく理解できません。

**(辻村)** ところで、デジタルIDには、「官製」のものと、「民間」のものがあるわけですよ。

**(石村)** そうです。ですから、官製のものにしろ、民間のものにしろ、デジタルIDは前記【表9】にあげたいずれかの種類／技術仕様を採用しているわけです。

■デジタルマイナンバー／官製の共通デジタルIDの呪縛

**(辻村)** Webサイトにログインするとします。この場合、ユーザーである市民はデジタルIDが必要になります。で、わが国では、政府が、官（行政サービス）のWebサイトか民間（企業や私学など）のWebサイトかを問わず、できるだけ官製の共通デジタルIDを採用するように促しているのですね。

**(石村)** そうです。むしろ、国の役人は、「デジタルIDには官製のものしかない、口ぶりです。

**(辻村)** 狡猾な役人は、いわば、「NHKのほかにも、民放もあることを国民に知らせようとしていない」感じなのですね。

**(石村)** そうです。いわば、「国定教科書、しか使わせない政策ですね。

**(辻村)** 民間ではさまざまなデジタルIDがあり、実際に使っていますよね。

**(石村)** そうです。まさに、大本営発表のやり方、国営放送によるマインドコントロール、洗脳です。まあ、ポイントの人参ぶら下げられればすぐそれに群がる庶民だらけです。マイナカードの普及率などを見ても、お上に逆らわない国民性は否定できません。役人は御しやすいと見ているのでしょう。政権も、役人の顔を伺っています。役人に逆らってまで国民目線にたつて、このデジタルID問題に取り組もうとする政治家があまりいません。

**(辻村)** アメリカでは、連邦・州・地方の行政機関は、民間のデジタルIDを使っているのですね。すでに、CNNニュース115号の記事「デジタルID（デジタル本人確認）とマイナ保険証」で詳しく紹介されていますが（<http://www.pij-web.net/>

data/CNN-115.pdf)。

(石村) そうです。すでに少しふれましたが、アメリカでは官製の共通デジタルIDは、使っていません。各行政機関は、民間IT企業が開発した最も使い勝手のよいID + パスワード式のデジタルIDを、公開入札で採用しています。国家(連邦)が主導して、`官製の共通デジタルIDをICカードに装備して使え!` などと命令しても、州や地方団体の自治権が強いアメリカでは言うことを聞くわけがないのです。

(辻村) アメリカは`中央集権`の考え方に慣れていないのでは(笑)? アメリカは、官尊民卑、役所社会主義万歳の日本とは、国情、市民意識が違うんですね。

(石村) そうですね。アメリカでは、市場主義を大事にすることが民主主義の基盤だとする考えが根強いのです。デジタル化された税と社会保障事務などで、権威主義国家構想にもつながりかねない画一的な官製の共通デジタルIDをあらゆる行政機関に強制するような蛮行はゆるされないのです。

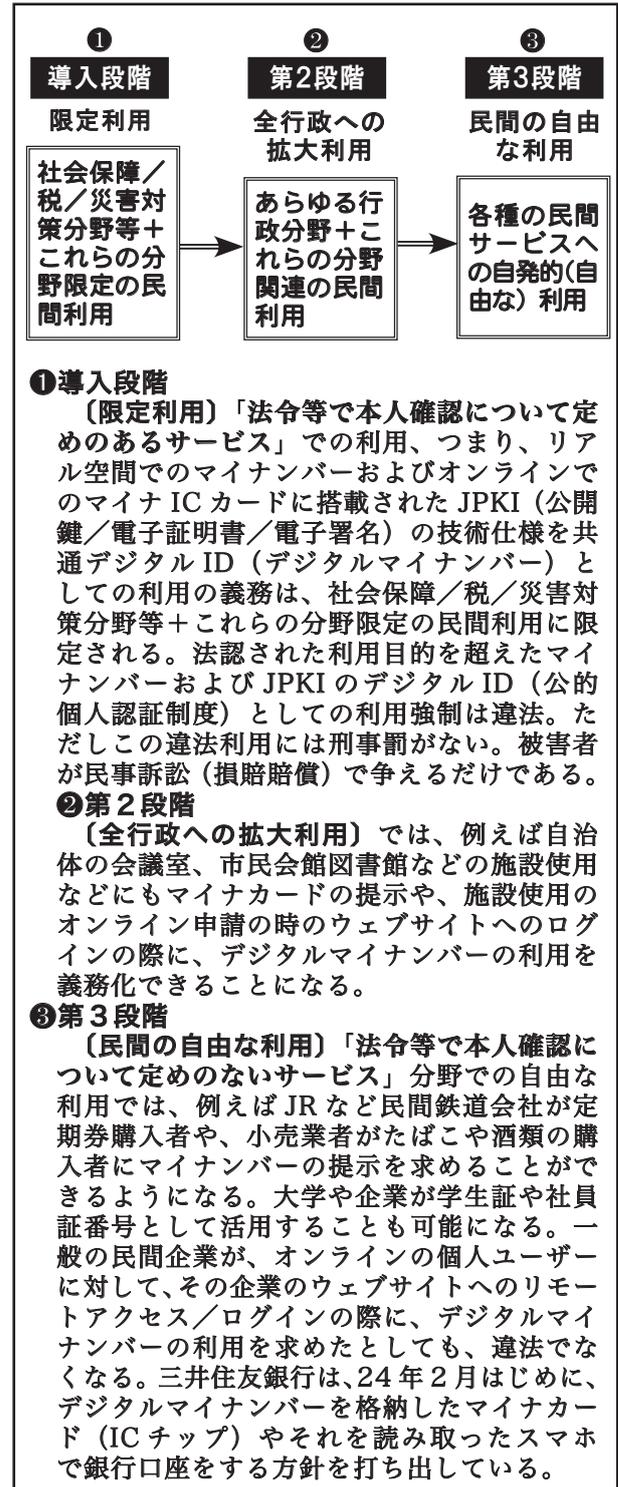
■デジタルマイナンバー／官製共通デジタルIDの利用拡大方針

(辻村) ところが、わが国のデジタルID政策は、アメリカなどとは真逆です。官製の共通デジタルIDである公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] を、行政サービスだけでなく、民間分野にも汎用／拡大利用を狙っています。

【表10】導入段階での官製の個人番号（マイナンバー）の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国／地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
<b>その他自治体条例（独自利用条例）で定める事務</b> 例えば、①住民票の交付事務ほか、②子どもの医療費助成関係事務、③ひとり親等の医療費助成関係事務、④高齢者の医療費助成関係事務、⑤就学援助関係事務（小・中学校向け）、⑥幼稚園就園奨励費関係事務などの利用が想定される。		

【表11】政府のマイナンバー／デジタルマイナンバーの利用拡大方針



■名ばかり地方自治でひ弱な自治体

(辻村) 自治体は、独自利用条例で定めれば、官製の共通デジタルIDである公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] の入ったマイナンバーカードの利用を広げていけるわけですね。

(石村) そうです。総務省の方針です。名古屋市のように、`マイナンバー反対?` のはずが、必要

最小限、独自利用条例でマイナンバーの利用は進めていくけども、官製のデジタルID [JPKI] は使わないとか？の方針の自治体もあります。

**(辻村)** わかりにくい方針ですね。一見、歯止めがあるように見えるけれども、独自利用条例がマイナンバーカードの利用拡大ツールになってしまいそうですね

**(石村)** マイナカードを持つ、持たないは、自由なはずです。

**(辻村)** それに、自治体が一度決めた方針はトップが変わってもサステナブルであるような歯止め・保証は必要だと思います。

**(石村)** 残念ながら、`名ばかり地方自治、でひ弱な自治体だらけです。現実には、総務省の意向を忖度して、積極的にマイナンバーカードを市の図書館の利用カードに使う条例を定めるところも出てくるわけです。その市の住民は、図書館所蔵の図書の貸出を受けるとき、あるいはオンラインで貸出予約をするために図書館のWebサイトにログインする際には、マイナカードの利用を強制されることとなります。ログインの際の本人確認に、住民の官製のデジタルID / JPKIの利用を強制することも可能です。

**(辻村)** しかし、これでは、マイナカードを取得していない住民は住民サービスで差別される心配もありますね。マイナカードの利用拡大にイケイケドンドンになることが心配されますね。

**(石村)** マイナカードには官製のデジタルID / JPKIが入っています。ですから、条例でマイナカードを使う事務を増やすことは、オンラインの行政サービスでも、マイナカードを持つ住民と持たない住民を差別することにつながります。なぜならば、マイナカードがないと、閲覧などではできません。その事務へのオンライン申請ができないからです。ですから、独自利用条例でマイナカード・官製デジタルIDを使う事務は広げない。逆に、自治体サービスへのオンライン申請では、住民は、民間のアプリ、民間のデジタルIDを使える方向を目指さないとはいけません。

**(辻村)** マイナICカード、つまりICカードに格納されたJPKI式デジタルIDの利用拡大につながる独自利用条例の制定には慎重でないといけませんね。

**(石村)** そうです。独自利用条例で官製のデジタルID [JPKI] を使わない自治体Webサイトへのログインはありえます。ただ、総務省は、申告や申請が伴う行政サービスでの住民の自治体

Webサイトへのログインには、官製のデジタルID [JPKI] の利用を強制する方針です。自治体は、国のプレッシャーにどれだけ抵抗力があるかが問われてきます。

**(辻村)** 先ほどの話に戻しますが。条例で自治体の図書館利用カードをマイナンバーカードにするのでは、思想信条の自由や国家権力による検閲、警察権力による違法な情報収集などの問題に図書館が加担するのを止められなくなる心配がありますね。

**(石村)** 1994年11月に採択された「ユネスコ公共図書館宣言 (UNESCO Public Library Manifesto) では、次のようにアナウンスしています (<https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/237/Default.aspx>)。「蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。」

**(辻村)** それから、一応、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」では、「令状主義」一憲法第35条にもとづく令状を確認した場合以外は利用者の読書事実を外部に漏らさないを原則としています。ところが、捜査機関は、刑事訴訟法(197項2項)に基づいて、令状なしに図書館に対して貸出記録等の照会を行うケースはかなりあるようです。

**(石村)** 2011年に実施した「図書館の自由に関する全国公立図書館調査」で、捜査機関からの貸出記録等の照会を受けたことのある館は192館(945館のうち20.3%)あったと報告されています。うち提供した館が113館(58.9%)となっています。 (<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/658/Default.aspx>)

**(辻村)** 条例で自治体の図書館利用カードをマイナンバーカードとすることの問題点が浮き彫りになりますね。貸出記録等のマイナンバー管理が進めば、令状なしでの捜査機関からの貸出記録等の照会を効率化・促進する呼び水になりかねませんからね。

**(石村)** これはあくまでも一例です。よく調べれば、ほかにも問題事例はたくさんあると思います。形ばかりの地方自治です。住民や人権保護はそっちのけにして、総務省の顔色を伺いながら住民サー



ビスをしている自治体や首長だらけです。

**(辻村)** マイナンバーの独自利用条例の制定問題は、マイナカードが任意取得であることやスマホファーストのデジタルIDのあり方などの面を含めて、もっと深掘りしないといけませんね。

**(石村)** そうです。議論を封じてブラックボックス化してはいけません。例えば、条例で市の下水道サービス（使用料金等）をオンラインで確認するWebサイトを開設するとします。この場合、Webサイトのログインする際に、ユーザーである住民にマイナICカードに格納されたJPKI式デジタルIDを強制するような役所社会主義的なウェブデザインも可能です。しかし、民間のアプリ、民間のデジタルIDを使った下水道サービスWebサイトへのログインするウェブデザインの方が使い勝手がいいわけです。マイナカードを取得しない人は非国民で、行政のデジタル化の恩恵は受ける資格はないとするような政策・方針は差別そのものです。

**(辻村)** スマホファースト、民間活力ファーストの時代感覚も忘れてはなりませんね。

**(石村)** そうです。マイナカードのような時代遅れのツールは使う必要はありません。住民は、民間のデジタルIDを使ったその自治体の下水道サービスアプリを、アプリストア [Apple App Store または Google Play] からダウンロードし、その自治体の下水道サービスWebサイトに、ログインID [携帯番号ないしメールアドレス]+パスワード+ワンタイムパスワード+使用者番号など必要事項を入力して、リンクすればいいわけです。

**(辻村)** 確かに、こうすれば、持つ、持たないは自由、時代遅れのマイナンバーカードは要らなくなりますね。サービスを受ける住民側にも差別も生じませんね。

## ■デジタルIDでも市場競争しないと！

**(石村)** まさに、役所社会主義？そのものです。議員も共通番号（マイナンバー）制度反対運動家も、わが国の官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバーが、市場主義型民主主義には似合わない、役所社会主義の産物であるなどと思いません。このマインドコントロール、呪縛を解くのは容易ではありません。

**(辻村)** アメリカでは、行政は、民間のデジタルIDを使っていますからね。

**(石村)** そうです。アメリカでは、連邦が連邦・州・地方団体のハブ [ネットワーク接続拠点] と

なるような電子政府のデジタルプラットフォーム／ポータルサイト、そうしたポータルへのアクセス／ログインに、官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバーしか使わせないというやり方はダメですね。支持が得られません。こうしたやり方は、わが国だからできるのです。

**(辻村)** 役所社会主義的な国家観に基づく電子政府ポータルを構築する。そして、そこにログインするのにユーザーである市民に官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバーの利用を義務化する。これは、専制主義国家の中国あたりでは当り前のモデルかも知れませんね。

**(石村)** アップル社は、西欧型民主主義自由市場で競争して磨かれているアメリカの先端企業です。わが国ではアップル社製スマホ (iPhone) の市場占有率が67%位と、極めて高いのです。アップル社からすればマイナポータルにログインする、あるいは自治体のWebサイトにログインする際のデジタルIDとして、自社開発の「アップルウォレット (Apple Wallet)」を採用して欲しいのではないのでしょうか？まあ、「アップルウォレット (Apple Wallet)」だけでなくともいいと思います。いずれにしろ、自治体はデジタルIDの採用で「民間活力 (private action)」を最大限に活かす工夫が求められています。

**(辻村)** 12桁の目に「見える個人番号／マイナンバー」、だけに反対のムシロ旗を振る共通番号（マイナンバー）制度反対運動は限界にきています。是非とも「官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバー (JPKI)」の危険な使われ方にもっと注目して欲しいですね。

**(石村)** その際には、民間のデジタルIDの導入についても積極的に議論して欲しいです。

**(辻村)** 12桁の目に「見える個人番号／マイナンバー」、だけに反対のムシロ旗を振る共通番号（マイナンバー）制度反対運動は限界にきています。是非とも「官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバー (JPKI)」の危険な使われ方にもっと注目して欲しいですね。

**(石村)** その際には、民間のデジタルIDの導入についても積極的に議論して欲しいです。

## ■顔パス式マイナ保険証は危険な監視ツール

**(辻村)** 生体認証式マイナICカードの使用のオンライン健康保険資格確認システム (Mシステム／マイナ保険証)」導入による位置確認・電子デー

夕収容所列島化問題も深刻ですね。

**(石村)** そこが、なかなか伝わりません。伝わっても、厚労省の役人が、保険医療機関及び保険医療養担当規則で医療機関などに強制的にオンライン健康保険資格確認システムの設置を求めますので、逃げられません。

**(石村)** 生体認証式マイナ保険証については、私が、2023年11月22日にブログに次のような投稿をしました。

**【表 12】 顔認証式マイナ保険証の人権問題（1）**

各位

全国の保険医療機関や薬局などに設置されたマイナ保険証を使った本人確認／資格確認システムでは、マイナンバー（背番号）に加え、顔認証データも使います。

顔認証カメラシステム反対運動では、マイナ保険証での顔認証システムが、全国民の人権侵害につながることを広く国民に警鐘を鳴らすことも大事ではないか、と思います。

**■マイナ保険証を使った国民監視網づくり**

マイナ保険証システムでは、監視ツールに、マイナンバーカードだけでなく、顔認証情報（顔パス）も使います。つまり、マイナ保険証システム（Mシステム）では、保険医療機関や薬局などに設置されたICカード読み取り機を使い、顔認証データで本人確認、資格確認をすることになっています。言いかえると、監視ツールには、マイナ保険証だけではなく、顔認証データも使うわけです。

**■顔認証式マイナ保険証資格確認**

とかく、昨今のマイナ保険証トラブルでは、現行保険証の廃止時期だけがクローズアップされます。その結果、生涯不変の顔認証情報（生体情報）の利用に伴う人権問題、さらには、健康・医療情報の政府による危険な使われ方（徴兵や犯罪捜査への転用）などについては問題視されず、背後に追いやられてしまっています。

ご承知のように、わが国とは異なり、EUやアメリカでは、顔パスの利用を一番の問題にしている点です。

わが国では、マイナンバー反対運動や顔認識カメラシステム反対運動、マイナ保険証反対運動でも、スポット抜けてしまっている重要な論点ではないか、と思います。Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）ならぬ、Mシステム（顔認証式マイナ保険証資格確認システム）への警鐘も、よろしくお願いします。

**(辻村)** これまでの共通番号（マイナンバー）制度反対運動では、一番追及の弱い点ですね。

**(石村)** この点について、東京保険医協会の医師の方が、2023年11月22日に、ブログに、次

のような投稿をしています。

**【表 13】 顔認証式マイナ保険証の人権問題（2）**

東京都で内科医院を開いています。

顔認証については小生も以前から問題視しておりました。重要な問題だと思いますので投稿いたします。

マイナンバーカードを使った保険証資格確認システム（オンライン資格確認システム）は昨年4月から医療機関に義務化されました。

システム要件は、下記の通り（一部省略）

保険医療機関は、患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。保険医療機関及び保険医療養担当規則 | e-Gov 法令検索

上記の通り、顔認証はシステム要件に入っていません。にもかかわらず、このシステムを備える際、国から補助金が出るのですが、顔認証付きカードリーダーをつけないと補助金が出ないのです。

医療機関向けのサイトでも、システム導入の最小のステップが顔認証付きカードリーダーを申し込むとなっています。サイト運営者に問い合わせたところ、最初出た窓口の担当者は、顔認証付きカードリーダーが必須ですと答えましたが、食いついたところ、上司と相談し数日後、同カードリーダー無しでもよいとようやく認めました。

しかし、それを受けて、小生がNTT（ほぼ独占的に関わっている）に顔認証付きカードリーダーなしで設備導入を打診したところ、同リーダーなしで良いとは聞いていない、当社では同リーダーを前提とした工事しかできないと断られました。

さらに、サイト運営者に、同カードリーダーなしで工事してくれる業者を紹介してほしいと電話したところ、一医療機関に紹介はできないとにもなく断られました。

国は顔認証システムをどうしても導入させたいようです。それも公明正大ととても言えないやりかたで推し進めています。

顔認証は、石村先生ご指摘のように、重要な生体情報を使うものであり、むやみに使ってよいものではありません。もし、同じ生体情報である指紋を受診のたびに求められたら、何人が応じるか疑問です。一説には、顔認証は指紋の1000倍の精度を持つとも言われています。指紋なら嫌で顔なら良いというのも変な話ですね。もちろん、現状では精度が高いとは言えず、医療機関窓口でトラブルの1因にもなっていますが、国は、顔認証の技術を磨き、精度を上げるため医療機関を実験台にしているとも考えられます。

マイナンバーカードには写真が付いており、医療機関窓口では原則対面対応なので本人確認は運転免許証並みの精度を持っています。政府のいう、なりすましも写真の付いていない現行保険証でも5年間で50件ほどしかおこっていない状況で、

顔写真付き証明書が必要かどうかも疑問ですが、少なくとも、さらに器械を通して認証する必要はないといえるでしょう。

ただでさえ、トラブルが頻発し、利用率も低迷どころか低下し続けている現在（昨年11月4.33%）、マイナ保険証を普及させるという観点からは不要、もしくは妨げになっている顔認証にどうしてここまでこだわるのか。やはり、石村先生もご指摘のように、国民監視に広げていこうという考えが背景にあるとしか考えられません。街頭カメラで撮影した画像をJ-LISに保存された顔写真のデータベースとAIを使って照合すれば、広汎な監視システムが完成します。

ジョージオーウェルの1984の世界、ビッグブラザー型監視社会が到来する危険性があります。これは空想ではなく、お隣の中国ではすでに稼働していることが報道されています。足跡すべてを政府が把握 中国の監視社会とは：朝日新聞GLOBE + (asahi.com)

中国、顔認証技術大国の光と闇 13億人を特定 - 日本経済新聞 (nikkei.com)

最後に、マイナ保険証をここまで強引に進めようとしている背景に、このシステムを使うことで医療機関の電子カルテから医療診療情報を集め、「利活用」しようという計画があります。表向きの医療DXのためとは裏腹に経済再生やさらには国民統制に使われる危険性を孕んでいます（ここでは長くなるので触れませんが）。患者さんの最も重要なプライバシーである診療情報は本来外部に漏らしてはならないはずですが、医師の守秘義務、患者の人権などの議論はすつとぼして、利活用に前のめりになっているのです。こんなことが許されてよいのでしょうか。

このような状況で、昨年末河野大臣は今年秋の保険証廃止を宣言しました。さらに、マイナカードを提示しても保険証を要求するような医療機関は通報するようにとまで国民に呼びかけています。厚労省が該当医療機関に事実確認をするそうです（まさに脅迫）。密告を奨励してまで強引に進めようとする政府の姿勢には憤りを覚えますがこの政府が続く限り改まらないのではないのか、この辺で現政府そのものに退場していただく必要があるのではないのでしょうか。

**(辻村)** 東京保険医協会の医師の方の投稿は、本当に的を射ていますね。

**(石村)** 顔認証はシステム要件に入っていないにもかかわらず、「このシステムを備える際、国から補助金が出るのですが、顔認証付きカードリーダーをつけないと補助金が出ないのです。」と、顔認証データの収集・監視、がターゲットであることを的確に指摘しています。

**(辻村)** 確かに、共通番号（マイナンバー）制度

反対運動では、マイナ保険証についての追及は鋭いですが、マイナ保険証システムが、生体認証式、顔パス式、であることに対する市民団体の追及は弱いですね。一般の市民・患者も、顔パス式マイナ保険証システムが、究極のデジタル監視国家、「デストピア」につながるという認識は弱いですからね。

**(石村)** 確かに、共通番号（マイナンバー）制度の目的の1つが、顔写真つきの国民登録証（公定身分証明書／国内パスポート／電子通行手形）の携行を実質的に義務化することに対する認識が今一つ高まっていないことに原因があるのではないかと、と思います。

**(辻村)** そうかも知れませんね。マイナICカード携行を実質義務化するために紙の健康保険証の廃止、「生体認証（顔パス）＋公開鍵式 [JPKI／電子証明書] 搭載マイナICカード使用のオンライン健康保険資格確認システム（Mシステム）」導入による位置確認・電子データ収容所利島化にまで関心が及ばないのでしょうか。

**(石村)** 「顔識別カメラシステムに反対する」といった場合、街頭や駅舎内に無数に設置されている監視カメラをイメージするのでしょうか。最も身近で最も危険なのは「顔認証式マイナ保険証資格確認等システム」なのだ、とイメージするのは相当難しいのかも知れません。

**(辻村)** 国は、犯罪の嫌疑のある人は、医療サービスを受ける権利もシャットアウトできると警察国家的なシステムに持っていかうと画策しているわけでしょうけど。

**(石村)** ところが、市民は性善説、で考えたい。顔認証式マイナ保険証資格確認等システムは、安心・安全な仕組みと考え、あえて国家の悪巧みにはふれたくないのでしょうか。

**(辻村)** ということは、マイナ保険証システムが生体認証式、顔パス式、であることの重大さが市民のなかにしっかりと認識・共有されていないということですね。

**(石村)** というよりは、あきらめムードが漂っているようにも見えます。政治とカネの問題で、自浄能力を失ってひどすぎる実態にしらけてしまうのに似ています。



## ■ 市町村の救急業務へのマイナ保険証活用プラン

**(石村)** 総務省消防庁は、2024年度に、消防救急での搬送先の選定にマイナンバー IC カード（マイナ保険証）の活用をするパイロットプログラム（試験運用）を開始する方針です（CNN ニュース編集局：詳しくは、本号別稿「Q&A 問われる消防救急へのマイナ保険証活用プラン」を参照してください）。

**(辻村)** 今般の消防庁の救急搬送先選択時のマイナ保険証活用実証実験は、明らかに、マイナ IC カード／マイナ保険証の携行義務づけを強化するのが狙いですね。マイナ保険証を持たない人は、実質、消防救急（119 番）はお断りのような流れをつくろうという悪巧みが隠されていますね。

**(石村)** 2023 年 12 月からは、マイナ保険証しか使えない暗証番号なしマイナ IC カードを発行し出しました。これも危ないですね。国の役人は、背番号カードを携行しないとお遣いも出歩けない国づくりをめざしています。

## ■ やめられない、とまらないマイナ IC カードでいいのか？

**(石村)** わが国の電子政府／マイナポータルでは、公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] 搭載の IC カード（マイナ IC カード）を使います。しかし、グローバルにみても IC カード方式はすでに時代遅れです。いまやスマートフォン（スマホ）やタブレットなどモバイル端末全盛の時代だからです。

**(辻村)** 石村代表は、先ほど、スマホファーストの時代で、リアル（対面）ID もデジタル ID も、スマホに直接格納する時代なのに、マイナカードパンデミック、にムダ金使っているのを批判されました。廃炉まで 19 兆円も注ぎ込んだ「高速増殖原型炉もんじゅ」と同じ穴のムジナだ、と指摘されました。

**(石村)** それに、官製の共通デジタル ID である公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] も要らないと思っています。

**(辻村)** わが国の個人（所得税）の電子申告（e-Tax）では、国税庁の Web サイトにログインする際に、デジタル ID として、官製の共通デジタル ID である公開鍵式 [JPKI / 電子証明書] / デジタルマイナンバーに代えて、ID + パスワード式を選択ができます。

**(石村)** ですから、オンライン申請・申告には、

簡易な ID・パスワード式を使うことで問題がないわけです。それに、ID + パスワード式にすれば、スマホを使った電子申告も楽にできるようになるはずですよ。

**(石村)** ところが、政府は、ユーザーフレンドリーの道をアンフレンドリーな方向に「逆走」しています。官製の共通デジタル ID（PKI） / デジタルマイナンバーを、税や社会保障のみならず、民間取引にまで PKI の利用 / 監視を広げる方向です。権威主義国家的な官製デジタル ID / デジタルマイナンバー押付策で解せません。市場主義を核とした民主制国家には似合いません。

**(辻村)** アメリカなどのように、民間活力ファーストで、ログイン ID・パスワード方式の民間のデジタル ID の活用に舵を切るべきです。また、人権ファーストの視点から、カナダのように、共通番号が税・社会保障分野以外への利用拡大に法的にストップをかけないといけません（詳しくは、CNN ニュース 82 号参照）。

**(石村)** それは、政治の責任です。

**(辻村)** ところが、現実の政治は、そういう方向に進んでいません。

**(石村)** もともと、背番号 / マイナンバーは、旧民主党が導入したものです。現在、国民民主党にいる古川元久氏らが旗振りして、導入につなげた経緯があります。ですから、今の立民（立憲民主党）の連中も、この点では何を考えているか定かでないのです。立民は人権問題には真剣な面があります。しかし、人権を大事にするために、共通番号（マイナンバー）制度の利用制限が必要だという認識は希薄なような感じがします。

**(辻村)** 監視国家大好き派の日本維新の会の馬場代表は、衆院本会でマイナカード完全義務化を求めたりしています（2024 年 2 月 1 日衆院本会議での岸田首相への質問）。

**(石村)** この御仁も、時代の流れを的確に読めない。スマホ全盛で、もはや官製の IC カードを発行する時代ではないのがわからない。岸田首相は、「本人申請を原則としていることからマイナカードの取得義務化は難しい」といった趣旨の答弁をしていますが・・・。

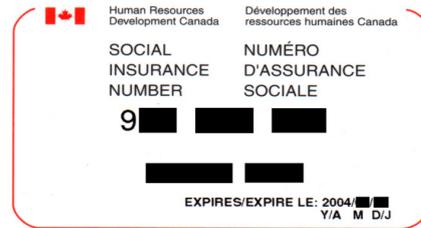
**(辻村)** 中国のような権威主義国家は好まない国民・納税者は、共通番号（マイナンバー）制度を濫用したデジタルビッグブラザー（デジタル監視国家）、デストピアを望んでいないと思います。

**(石村)** 共通番号（マイナンバー）制度反対運動をサステナブル（永続的）にしないといけません。

コラム

カナダは社会保険番号（SIN）の利用規制、デジタルIDの選択は利用者の自由

カナダでは、一時、社会保険番号（SIN=Social Insurance Number）の利用がエスカレートし、事実上の国民背番号（de fact National Identification Number）になってしまいました。SINが人権に対するインパクトが大きくなり、社会問題化しました。そこで、連邦議会は、2000年4月に個人情報保護及び電子資料法（PIPEDA=Personal Information Protection and Electronic Documents Act）を制定しました。この法律（PIPEDA）は、民間部門に適用されるプライバシー保護法です。前半が個人情報保護法、後半が電子資料法からなります。PIPEDAの成立により、連邦議会に置かれている独任性の連邦プライバシーコミッショナー（Privacy Commissioner of Canada）の監督権限は、民間部門にも及びようになりました。PIPEDAは、SINを、秘匿の個人情報（confidential personal information）として取り扱うことを義務づけるとともに、一般的な身元確認番号（general ID number）としての利用することを制限しました。こうした規制は、2001年1月1日から、連邦レベルで実施されました。また、2004年1月1日からは、州や準州レベルで実施されました。この結果、金融機関、電信電話会社、航空会社〔2002年1月1日以降は健康情報にも拡大〕など事業者は、課税目的など法律がゆるす場合を除き、顧客



カナダの社会保険番号（SIN）  
（Public use）

／消費者に対して、SIN 特定情報の収集、利用および開示等に同意するように求めてはならないことになりました。

また、デジタルIDについても、ブリティッシュコロンビア（BC）州やアルバータ州のように、州独自のデジタルIDアプリを採用する州もあります。しかし、官民を問わず信頼できるデジタルIDであれば使えることになっています。また、連邦政府は、わが国のような官製の共通デジタルIDを採用していません。ですから、各種の行政事務へのオンライン申請や申告の際のWebサイトにログインする際に官製のデジタルIDの利用を強制することはありません。カナダでは、連邦個人所得税の確定申告の95%以上は電子申告（EFILE）です。市民・納税者は、公認の申告ソフト／アプリが採用するID＋パスワード方式のデジタルIDであれば、自由に選択し、利用することができます。EFILE certified software for the 2024 EFILE program - Canada.ca

そのためには、デジタル（DX）化の大波に耐えられるように、反対運動リーダーのリスキング（学び直し）が急がれます。

**（辻村）** 確かに、共通番号（マイナンバー）制度反対運動をサステナブル（永続的）にするには、デジタルに強くなる必要がありますね。

**（石村）** しかし、実情は、共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、機械打ち壊し運動／ラダイト運動に近いレベルです。

**（辻村）** マイナ保険証、事業者登録番号を使った消費税のインボイス制度等々……。国の役人がデザインした監視社会化／ビッグブラザー化プランは検挙にいとまがありません。政治家も、もはや監視の対象外／治外法権ではありえません。自分らがビッグブラザーの監視対象にされないで使えるカネの確保に必死のありさまです。

**（石村）** これは、まさしく政権政党、政治家が久しく役人社会主義に加担してきた当然の帰結ではないかと思います。2023年12月からは、マイナ保険証しか使えない暗証番号なしマイナICカードを発行し出しました。これも、動機が不純ですね。

国の役人は、背番号カードを携行しないとお遣いも出歩けない国づくりをめざしています。

■デジタルマイナンバー／官製の共通デジタルIDの危険な使われ方

**（辻村）** ムシロ旗のマイナ反対市民運動も、政界に独自の橋頭保を確保する力量がないのは明らかです。残念ながら、もはや勝負にならないように見えます。しっかりしたリーダーがいない、それに運動疲れが大きな原因かも知れません。前途多難ですが、次の世代に超デジタルビッグブラザー、デストピアを繋げない努力は必要だと思います。

**（石村）** ですから、カナダのように、政治が「マイナンバー制度が、国民総背番号制度にならないように法的規制をかける！」姿勢を明確にしないといけないのではないかと思います。でないと、この国は、データ監視は当たり前、中国のようなデータを濫用した権威主義国家（デジタルビッグブラザー）に成り下がってしまいます。

共通番号（マイナンバー）制度反対運動は、12

桁の目に「見える個人番号、だけでなく、デジタルビッグブラザー（デジタル監視国家）、デストピアに向けた「官製の共通デジタルID／デジタルマイナンバー」の危険な使われ方にももっと注目して欲しいですね。

（辻村）わが国の与党政治家は、他国の法の支配、人権には若干クレームをつけます。しかし、自国

内の人権問題には意識的に無頓着を装っています。しかし、本来、自由・人権の尊重は、保守の思想ではないかと思えます。

石村代表、今回は、共通番号（マイナンバー）制度反対運動共通番号（マイナンバー）制度反対運動反対運動再興に向けた建設的な意見をありがとうございました。

## 石川能登大震災で JR 東日本の Suica / スイカ配布の怪

CNNニュース編集局

JR 東日本の Suica / スイカ部門にいた御仁がスカウトされ、23 年 4 月にマイナカード発行元の J-LIS（地方公共団体情報システム機構のトップ（理事長）に就いた。これは、総務省が、公的デジタル個人認証ツールである官製の共通デジタル ID の民間利用拡大を狙っていることだろう。

この人事の背景には、「民間のデジタル ID / 個人認証制度は要らない。わが国のデジタル経済社会は官製の共通デジタル ID（JPKI）で徹底的に一元監視する！！」といった役人の妄想がうごめく。

早速、この人事の「負の効果」が露呈した。今般の石川能登大震災で、石川県は、避難生活を続ける住民に対し、2 月 7 日から JR 東日本の交通系 IC カード「Suica / スイカ」の配布をはじめたのだ。カードには名前や住所、避難先といった情報がひも付けられ、住民が避難所にあるカードリーダーにタッチすると、いつ誰が来たのかを県や自治体が確認できる仕組み。まさに、通行手形を常時携帯しないと、現代版関所を通過できないデータ監視システムだ。

県としては、このシステムの活用で被災者の現状把握をしたいという。今回の取組みは、デジタル庁などとの連携で、県は、各地の避難所で IC カードの配布とカードリーダーの設置を進めていくそうだ。

被災地での盗難防止で監視カメラ網を構築、そして今度は、カードリーダーの設置。住民のデータ監視大好きな国と県の役人が、「ショックドクトリン」でタイアップ？災害時だから、面倒なパブコメや聴聞などの手続は要らない、の姿勢。だが、「災害時には人権ゼロもゆるされる??」は誤りだ。被災者の尊厳と平等を守るために、災害対応の際にも人権ファーストでないといけない。被災者が集う避難所に自動改札を設置する発想には恐れ入る。それに避難所は囲いのあるプロレス

のリンクではない。

石川県能登の被災地では「マイナカードパンデミック」ならぬ「Suica / スイカカードパンデミック」が起きようとしている。「Suica / スイカカードの隠れたマイナカード化、は脱法行為ではないか？」

マイナカードとスイカカードの融合、官民連携で、被災住民のプライバシー丸ごと監視システムは、まさに人権「反故」システムだ。

被災者向けのこのシステムは、顔パス式マイナ保険証（オンライン健康保険資格確認システム / M システム）導入による位置確認・電子データ取容所列島化策の「被災者向け Suica / スイカバージョン」（S システム）ともいえる。そもそもこんな監視（S）システムは、長期停電などが伴う災害時にはうまく機能しないのではないか。被災者をモルモットにしたデジタルビッグブラザー（デジタル監視国家）づくり、血税無駄使いの実証実験は止めにして欲しい。「S」も「M」も要らない。

「ショックドクトリン」、つまり、役人は「ドサクサ時は何でもできる、の姿勢では困る。そんな姿勢では、火事場ドロ、被災地ドロとあまり変わらないのではないか？カオス大好きのプロレスにも一応のルールがあるではないか？人間ファーストの精神を忘れてはならない。血税は、仮設住宅の建設など被災者の生活支援に使うべきである。

官製の身分証明書を発行する諸国では、もはやマイナカードは使っていない。直接スマホに格納する方式になっている。「敵に塩を送る、わけではないが、マイナ IC カードの交付はやめにして、スマホに直接格納する方式にしてはどうか？」

いまや住民は、災害時にも、スマホを持っていれば、必ず身に付けて避難するはずだ。

「政府は住民にマイナ IC カードを常時携帯させるさらなる工夫がいる！」とか??こんな青二才の大学の先生の怪しげなコメントは有害である。

# 《刑事司法にAI判定が活用されるようになる?》 AI 刑事手続とプライバシー・人権保護 (1)

— アルゴリズム (情報処理手順) の判断による刑事手続の透明性・公平性 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

## 【内容目次】

- 1 新技術と刑事手続
- 2 AI (人工知能) とディープラーニング
  - (1) ディープラーニング (深層学習)
  - (2) ブラックボックス問題
  - (3) ハルシネーション問題
  - (4) アルゴリズムの調整 (チューニング) と公平さ
- 3 プライバシー保護法制と刑事手続
- 4 AI 刑事手続の各局面
  - (1) AI 刑事手続と治安維持
  - (2) AI 刑事手続と犯罪捜査 (任意捜査)(以上、本号)
- 5 EU 規則案と刑事手続
- 6 プライバシー・人権保護上の問題点の整理
- 7 もう一つのブラックボックス問題～トレード・シークレット
- 8 おわりに

## 1 新技術と刑事手続

AI (人工知能。Artificial Intelligence) という言葉は以前からあった。ただそれがインターネットを通して得られるビッグデータをディープラーニング (深層学習) させるという手法と相まって、急速にその実用化の進展を見たというのが昨今の状況だろうか。それは専門家のような詳しい文章をスラスラと作り出したり、あつという間に精巧な画像を作り出したりして見せた。

それぞれの言葉のもう少し詳しい意味は後で見ていくが、こうした新技術は急速に各方面で取り入れられている。そして犯罪捜査の場面でも、アメリカの状況を追うようにして日本でも試験的な導入が進められている。

犯罪捜査は科学技術の発展と歩みを共にしてきた。DNA 検査や GPS 装置などが最たるものだ。ただ他方で嘘発見器のような信用性の怪しい機器も積極的に利用される。その不確かさも了解済み

で、実際には嘘発見器が反応しているからお前は嘘をついていると決めつけて問い詰める取調べに用いられていると聞く。最高裁判例はその証拠としての資格について、「慎重な考慮を要するけれども」としながらも、証拠とすることを許した (最高裁 (一小) 昭和 43 年 2 月 8 日決定刑集 22 巻 2 号 55 頁)。そのためか今でも嘘発見器が反応しているからお前は嘘をついていると決めつけるような捜査が全国で行われていると聞く。韓国の検察は、同じことを脳波で行う AI を開発したそう (東亜日報 2023 年 12 月 26 日付)。しかしこうした科学的根拠の不確かな機器の利用や捜査手法は、違法な捜査や冤罪を招きかねないものだ。

新技術はもてはやされやすく、裁判所も不用意に信じるところがある。「科学的」という言葉が持つ客観的な響きが人を惑わす。しかしそうしたものの中には、第三者による検証が不可能なものも少なくない。犬は鼻が効くというが、警察犬による臭気鑑別などもその科学生・客観性は疑わしい (最高裁 (一小) 昭和 62 年 3 月 3 日決定刑集 41 巻 2 号 60 頁)。そもそも日本では警察しか使っていない検査機器のデータも捜査や証拠に使われているという。裁判所も弁護士も再現実験が行えないような「科学的」な証拠が、本当に刑事裁判で使われて良いのだろうか。

AI 捜査も、そうした「科学性」をまもって利用され、その結果が証拠として刑事裁判に持ち込まれる可能性もある。それは刑事裁判に限ったことではなく、もしかしたら裁判一般に広がるかもしれない。以下では AI 捜査・AI 刑事手続の中身を探り、そこに問題がないかを見ていく。筆者は AI の専門家ではないため、多くの誤解が含ま

AIって全然よく  
わからないけど  
なんかすげえそう



れているだろうが、試論として容赦願いたい。

## 2 AI (人工知能) とディープラーニング

### (1) ディープラーニング (深層学習)

最近すっかりよく聞くようになった言葉として、生成系 AI のほかに、ディープラーニングという言葉もある。なんとなくわかる言葉だが、多くのデータを読み込ませ、学習させることで、いわば機械に複雑な思考をさせられるようにするものだ。それはまさに、人間の脳の働きになぞらえて理解することもできる。

例えば一定の価値判断 (何が正しいか、何が間違いか) をプログラムして、正解を導き出せるアルゴリズム (プログラムの中の論理) を作り上げようとする場合、大量のデータを繰り返し入力してはその判定をさせ、その判定の正否を確認させることで、コンピュータは自分の判断がどう正解を導き出し、どのようにして誤りを犯したかをいわば知識として蓄積させていく (自由に学習させるタイプもある)。それは怪しいデータや微妙なケースでも正解を導き出せるように、精度を上げるべく複雑な処理のアルゴリズムを次第に獲得していく。

そのようにしていわば機械・コンピュータの脳の神経回路 (ニューラルネットワーク) は複雑さを増していき、何段階もの複雑で多層的な判断過程を作り上げ、様々な入力内容にも対応しうる多層化・深層化された処理アルゴリズムが構築される。

### (2) ブラックボックス問題 (black box problem)

ディープラーニングによって複雑な処理アルゴリズムが形成されるが、それはいわば自律的な機械学習の成果だ。つまり複雑に深層化されたニューラルネットワークの内部構造は、もはやそのアルゴリズムの設計者やデータ入力者の想定が及ぶものではなくなる。何をどのようなアルゴリズムの下で学習させるかまでは決定できるが、実際どのような学習がなされ、どのようなニューラルネットワークが形成されたかという自律学習後のアルゴリズムの内部構造はもはや解明不可能・不透明だ。これを AI のブラックボックス問題 (black box problem) という。

つまり、どのような思考経過をたどってその結論を導き出したのかという問いに対して、AI 制作者もその AI プログラム自身も明確に答えることができない。誰も説明責任を負うことができないのだ。

したがって、その判断が本当に正しいのかどうかの検証もできないことになる。いったいどのようにしてその答えが導き出されたのかを誰も説明できないということは、いってみれば結論の言い放しで、反論も反証も許さないことになる。そうした判断をどうして信頼することができようか。

刑事裁判でいえば、その判決に至った過程が何一つ説明されず、有罪か無罪か、有罪なら刑種と量刑だけが示されるということになる。結論に対して一定の説明が付されたとしても、その説明がどのような過程を経て、何を資料として、どのような論理で導き出されたかについては、元々のアルゴリズムの設計以上の説明は得られない。学習過程のバイアスやアルゴリズムに含まれるバイアスの有無・不具合について検証を試みようとも、それは不可能であり許されないのだ。裁判所・裁判官の判断の是非について弾劾しようとも、それに答えられるモノは誰一人いないのである。

判断の中身・過程がブラックボックスだということは、例えばまったく同じ事案の内容をそのアルゴリズムに入力した場合でも、同じ答えが返ってくるとは言い切れないことになる。

このようにディープラーニングを前提とする AI 判定

は、内部構造が不透明だというブラックボックス問題を抱えている。その結果、AI の導き出す判断は検証可能性や再現性を欠き、ひいてはそのことが AI 判定の信頼性をも損なうことになる。つまり AI は平均的に確度の高い結論を早く多く処理し導き出すことには長けているものの、確定的な唯一の結論を導き出す場合の説明責任を果たせるだけの信頼性には欠けるのだ (ブラックボックス問題と刑事手続との関連につき総論的に論じた先駆的業績として、竹村典良「刑事司法における『ブラックボックス・アルゴリズム』の脱却と『責任ある AI』の確立——ブラックボックスからクリアシステムへの転換——」桐蔭法学 28 卷 1 号 (2021 年) 49 頁以下)。

### (3) ハルシネーション問題 (hallucination. ハルシネーション現象)

AI は確率の高いことを予測することには長けているものの、その正確性や信頼性まで保証しきれないものでないと述べたが、その最たる問題がハル



シネーション問題 (hallucination, ハルシネーション現象) だ。AI はビッグデータを基にしたディープラーニングによりアルゴリズム (情報処理手順) を構築する。しかし構築された AI は、学習したはずのビッグデータには含まれない架空の事実や、あるいはビッグデータに含まれる内容に反する内容までを答えることがある。AI がまるで自分の目で見てきたかのように自信満々で答えるので、これはハルシネーション (幻覚) 現象と呼ばれる。

AI は学習した内容を基にして、言葉同士の関連性の度合いなどから物事の関係性を導き出して回答する。多様なバリエーションを学習した結果として、求められている問いに対する最も可能性の高い答えを導き出している。そこにはある種の創造が生まれる。AI なりに考え抜いた末の結論だが、それが結局は明らかな事実と反してしまう。

もちろん AI はインプットされた情報の中から探し出して答えを出す仕組みではなく、アルゴリズムによって未知の問いに対して答えを出すための仕組みであるから、こうした創造こそが AI の真骨頂でもある。存在しない景色を描いたり、新たな小説を生み出したりできるのは、AI がむしろ創造的であればこそだ。

そしてハルシネーションを減らすために、質問 (プロンプト) の仕方を答えやすいように工夫するとか、間違った答えを人間が正し、それをアルゴリズムにフィードバックしていく (RLHF: Reinforcement Learning from Human Feedback) といったことも考えられ、実践もされている。

しかし AI の特性がこのようなものだからこそ、そして人間が機械やコンピュータを「科学的」として盲信しがちだからこそ、誰かが犯罪を犯しやすそうだとか、犯罪を犯したのは誰かといった事実を、証拠を積み重ねる代わりに AI に考えさせ、一応のものでも答えを出すことの危険性は決して小さくない。それは新たな見込み捜査を生み出し、可能性が高いという理由で有罪認定が導かれることにもなってくる。

#### (4) アルゴリズムの調整 (チューニング) と公平さ

ハルシネーション問題などを孕みうるアルゴリズムの信頼性を高めるためには、基本的には何を

どのように学習させるかが重要になる。

みにくいアヒルの子のみにくさの基準は、人間が設定しない限り AI 自身は判断できない。何を正解とし、何を間違いとし、あるいはまたそれらをどのような観点で学習させるのかは、(自動化させないとすれば) すべて設計する人間の判断となる。つまり AI だからすべて公平・公正というわけではおおよそなく、それはすでに設計段階で一定のバイアスを帯びうる (AI バイアス)。ここにはどんな種類のデータ要素 (特徴量。データ中の諸特性) をどのくらいの量ずつ学習させるか (特徴量エンジニアリング) といった学習データ自体のバイアスも含まれる。

それら要素をどのような観点 (パラメータ) においてどのような配分・割合で学習させるかをハイパーパラメータチューニングと呼ぶ。このチューニングのさじ加減で、同じビッグデータを学習させても、出来上がるアルゴリズムの性格は変わってくる。

例えば大雑把なデータ (これをデータの粒度 (Data Granularity) が低いという) を学習させれば、やはり答えも荒っぽいものとなり信頼性に欠ける。他方で詳細な (高粒度の) データを学習させると、答えは正確さを増すものの、狭い範囲の学習しかしていないので何を聞いても同じ答えが返ってくるようになってしまう。

このように何をどのようにどこまで学習させるかという設計 (ハイパーパラメータチューニング) 次第で、AI のアルゴリズムは変化する。そこにはどうしても一定のバイアス、調整具合というものが関わってくるのであり、AI が出した答えだから公平だということにはならない。

ここまで見てきたとおり、AI は科学性・公平性を装いつつ、実際には不透明さ、不正確さ、不公平さを拭い切れない特質を有している (ここでのテーマに関して総論的に論じた先駆的業績として、竹村典良『法の支配』から『アルゴリズムの統治』へ—— AI による刑事司法の予測化・自動化における最低基本三原則: 『公平性』『説明責任』『透明性』—— 桐蔭法学 27 巻 1 号 (2020 年) 43 頁以下)。

### 3 プライバシー保護法制と刑事手続

AI のアルゴリズムを築き上げ、その性格を決

《AIのことば》  
みにくいアヒルの子  
の定理



ハルシネーション  
(幻覚)



定づけるのは、ディープラーニングに供されるビッグデータだ。刑事手続・犯罪捜査にAIが実装されるという場合、そのアルゴリズムを作り上げるディープラーニングには、これまでの犯罪捜査や刑事裁判で収集・蓄積・保管されてきたデータがビッグデータとして使われる。

個人情報保護法を始め、プライバシー保護法制の多くで、犯罪捜査情報にかかる資料などは規制・保護の埒外に置かれることが少なくない。例えば同法74条2項2号は「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」を保護委員会への通知義務の対象から除外している。同法78条5号、7号ロも「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示請求における開示義務の範囲外に置く。

しかしだからといって、憲法13条にも由来するプライバシー権が、いくら犯罪捜査や刑事裁判のためとはいえ、全く保護の埒外に置かれることにはならない。プライバシー保障が個人の人格や自律と不可分のものである以上、合理的な理由や必要性を超えてプライバシー情報を保管したり利用・流用したりすることは許されない。個人情報保護法が直接の規制の外に置いているとしても、それは刑事訴訟法等の合理的な解釈・適用に委ねる趣旨であり、そして刑事訴訟法もまた憲法の人権保障の規律の下で解釈・適用されなければならないのである。

「犯罪の経歴」は、個人情報保護法2条3項で「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」とされる「要配慮個人情報」にあたる。個人情報が電子化し、さらには容易にビッグデータとして保管・検索が可能となった現在、それらを犯罪捜査・訴追機関である警察・検察や刑事司法機関である刑事裁判所の良識のみに委ねるのは樂觀に過ぎ、増大するプライバシー情報保護の要請に見合わない。

捜査等で集めた個人情報の収集・保管・利用について内部的な規律のほかには何ら法的規律が存在しない現状はもはや許されない。要配慮個人



情報たる犯罪捜査情報に見合う法的規律が不可欠だ。AIの犯罪予防・捜査利用の先進さを誇る前に、捜査関係事項照会(刑訴197条2項)を含め、個人情報取得・利用における同意確認ないし事後通知、個人情報取得・利用にかかる令状請求、情報取得後の保管と廃棄について、厳密な法的規律の下に置かなければならない。

## 4 AI 刑事手続の各局面

AI利用が考えられる刑事手続には様々な段階が想定される。犯罪が起こる前の治安維持・犯罪抑止段階。犯罪が起こってから捜査段階。起訴するかどうかを決定する段階。起訴後の保釈の判断。起訴後の公判・証拠調べの段階。判決(控訴棄却、有罪・無罪、量刑)段階。刑の執行。仮釈放。以下ではこれらを順を追って見て行く。

### (1) AI 刑事手続と治安維持

治安維持や犯罪予測・抑止といっても、その中でもさらに様々な場面・カテゴリーに分けることができる。それは特に、AI利用の目的が特定の範囲・対象に狭く限定されている場合と限定されていない場合。また、公権力による場合とそうでない場合とに分けて考えることができる。

#### ① 特定会場の警戒

海外から要人を招いて国際会議を開催する場合などは、周辺地域におけるテロ警戒が求められる。こうしたケースではテロ組織のメンバーがひそかに国内に入り込んで会場近くに来ている場合、その動きを事前に察知しなければならない。

しかしテロの警戒や抑止という題目がプライバシーや行動制限の名目としてしばしば便利に用いられてきたことは、共謀罪制定を始めとして周知の事実だ。したがってテロが危険だからというだけであらゆるプライバシー制限が手放して許されるわけでないのは明らかだ。

テロが現実的に予測される情報の有無、会議の規模や性格、会場の特性や警備の難易などを踏まえ、リアルタイム顔認証・照会を始めとしたAI技術活用の要否と、本当に有意義に機能しうるのかどうか(具体的な機能性)の判断を基に、警察比例原則(警察活



動は必要性を上回ってはいけない) の範囲内で許容されると考えるべきだ。

## ② 公共空間でのリアルタイムリモート生体 (顔) 識別・照合

街中に溢れている防犯カメラ映像を 365 日 24 時間稼働させて、そこを通過する人々の顔識別データを集め続けることもできる。そこで得られた大量の顔識別データを警察内部の顔識別データと突き合わせ、AI に照合させることで、例えば前科者がどこに居住し、何か事件が起これば直ちに容疑者としてピックアップするといったことも可能となる。つまり警察は独自にマークしている人物たちの所在や立ち寄り場所、それにより交友関係や購入物までを常時監視し続けることが簡単にできる。昔の組織の仲間と接触していないか、犯罪に使える道具を購入していないか。金のありそうな場所を物色し、下見していないか。そうした行動の逐一を把握可能となる。

これこそが安全な社会のように思えるかもしれない。しかし過去に逮捕されたとか事情聴取を受けたということだけで、常日頃から警察の行動監視の対象とされるというのは、不確かな再犯の見込みによる過大なプライバシー侵害でしかない。何かあれば因縁をつけられ警察に連れていかれるかもしれないとの不安を抱きながら生活するのは精神的な負担が大きく、警察比例の原則に反している。

犯罪捜査 (事件発生後) のためのリアルタイム顔識別については後述する。

## ③ 犯罪予測とパトロール

AI による犯罪予測を、パトロールすべき場所や時間を決めるために活用することも検討されている (犯罪予防・犯罪予測における AI 活用について、守山正「犯罪予防に焦点を当てた AI 活用による刑事司法制度の将来」ICD NEWS (法務総合研究所国際協力部報) 95 号 6 頁以下参照)。

犯罪発生に関するデータを利用してパトロールに生かすというのはこれまでも行われてきたであろうし、何ら問題がないと思えるかもしれない。しかし AI 予測を活用する場合に、例えば外国人が多く居住する区域や、特定の宗教施設、政治団体の活動拠点を中心に見回るなどの差別的な警ら活動が行われる可能性もある。

それを AI が判断したことだから科学的で公平だといって済ませることができないのは、先に見てきたとおりだ。AI に何を判断させ、そのために何

を学習させるかは人間が決めている。学習させるデータやパラメータにバイアスがかかっていると、AI から出力される結論もまた偏ったものになる。

はたしてそのアルゴリズムやビッグデータの透明性・公平性・信頼性を確保するような運用を警察・検察に期待できるかといえば疑問を拭えない。捜査の密行性を錦の御旗のごとく掲げる警察活動に対して、そのアルゴリズムの信頼性を検証させるよう要求することも困難であろうし、裁判所さえ警察にアルゴリズムやビッグデータの開示を容易には認めないだろう。しかしそれでは不平等・不確かな根拠に基づいた嫌疑による捜査を招きかねないし、またその不当性を明らかにすることも不可能となる。

AI 予測のアルゴリズムやビッグデータの検証や透明性の確保が被疑者の権利として法定され、AI による取締りや捜査が適正手続保障の下に置かれることが前提条件として不可欠だ。市民の平穩に生活する権利・自由を、法規制もないブラックボックスの監視下に置くことは、憲法 31 条の適正手続に違反するもので許されない。

## ④ 民間での防犯利用

以上見たように、公権力による常時不特定・広範囲にわたる AI 認証・照合技術の利用は、ビッグデータの過剰流用を含め、GPS 捜査同様に継続・網羅的なプライバシー侵害を伴うものだ。したがって、必要性の限定や司法によるチェックといった法的規制がないままでのなし崩しの運用は許されず、憲法違反の状況を生み出すことになる。

では民間利用についてはどう考えるべきか。2021 年秋、JR 東日本が全利用者の顔識別により出所者検知をしていたと報じられたことは記憶に新しい。民間による防犯カメラ利用は広く認められてきたが、このときは大きな批判を浴びた JR 東日本が方針を撤回し取りやめるに至ったと報道された。

具体的なリスクも明らかでないのに、常時全市民を無差別に監視対象とすることは、いわば乗客全体を犯罪者予備軍の潜在する集団とみなしプライバシー情報を搾取するということだ。市民の交通インフラの最大部分を担うとっていい企業が、手の内にあるその事実上の権力を横暴に行使することは、運送契約・駅舎利用契約に伴う権利の甚だしい濫用となろう。

しかもこうして企業の手元に集約・蓄積されたデータは、警察の捜査関係事項照会により搜索令

状発付の審査も受けずに容易に公権力機関の利用可能なデータとなる。民間のトンネルを間に通すことで、令状主義・強制処分法定主義といった刑事訴訟法のルールをかいくぐれることは大きな問題だ。裁判官による令状審査が不要な任意捜査として、捜査関係事項照会を広く許している刑訴法の規定が、憲法上のプライバシー権保障の抜け穴になっている。

おまけに法務省・検察はこれでも飽き足らず、命令に従わない者に罰則を用意した上で、電磁的記録提供命令という強制処分の法定を図った（法制審議会・刑事法（情報通信技術関係）部会による「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について」要綱（骨子）案。第15回（令和5年12月18日）会議 [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100001\\_00102.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100001_00102.html)）。GPS判決を受け、端末装着のための侵入（trespass）要素を省いた大量のデータの丸取りを図るものだ。提供範囲の限定、記録の利害関係者への通知等が制約として十分に働くとも思えない。捜査に対する準抗告が、それを本当に必要とする者（データに含まれ、知らないうちにプライバシーを奪われる者）において可能となるかも疑わしい。元のデータの中に何が入っているかわからないで、どうやって範囲を指定し、裁判官はどうやってそれが適正かを判断するのか。まずはデータの中身の照会だけを許し、その上で十分な限定範囲内での取得のみを許容するといった二段構えの構成など、憲法35条1項（「搜索及び押収を受けることのない権利は…搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」）に抵触しない令状要件を規定しない限り、強制処分法定主義の要請を満たすものとはいえない。

身の回りに空気のように存在するようになった監視カメラを警察が自由に使える社会は、国が予算を使わなくとも（不安は盛んに煽っただろうが）民間が率先して設置してきたことで可能になってしまった。「安全・安心」のために設置したカメラが、常に警察に脅かされる不安にまみれた社会を生み出すとは皮肉だ。

プライバシー情報を渡したくないから電車を利用しない、コンビニを利用しないといった選択は実際にはできない。そこで奪われてしまう、間接的で

～民間のAI利用～



ほとんど無意識な同意に基づくプライバシー情報の流用を手放しで許すのは、社会生活を送る以上プライバシー保護はあきらめろというようなものだ。

民間企業であれ、いわばインフラ利用を人質に、それと引き換えに顔識別データというプライバシー情報を差し出させるのは、同意があるというよりもむしろ強制だろう。強制という要素が働く場合には、公権力の場合と同様に厳密な法的規制の下で、必要最小限の範囲内でのみ許されるのでなければならない。

## (2) AI 刑事手続と犯罪捜査（任意捜査）

捜査には大きな権利侵害を伴う強制捜査と、権利侵害がわずかなため必要性に応じて令状なく行える任意捜査とがある。まず任意捜査へのAI活用から見ていく。

薬物犯罪やマネーロンダリング、そして振り込め詐欺といった組織犯罪に対応するため、容疑者らの利用するSNSをAIで解析し、人物間の相関図を作成するというAI捜査が警察で行われているそうだ（「SNS解析システム導入へAI捜査で人物相関図作成」日経2021年5月30日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE292FH0Z20C21A5000000/>）。公道上を歩く人を眺めるのは自由だから、公開されている情報を収集分析するのも自由という警察のいつもの発想だ。

しかし公道上だからといって相手にずっとつきまとうことは許されず違法だ。同様にAIを用い人間関係を分析されることも、SNS利用者からすればストーカーそのものだ。捜査対象の家に監視カメラを向け、常時出入りする人物や時間を記録し続けているのと何ら変わらない。身につけ持ち歩くスマホから逐一の行動データが、容易にしかも網羅的に蓄積されうる状態にある現在、公道上の行動だから自由に観察し続けてよいという理屈はもはや通らない。GPS端末を取り付け数ヶ月も追跡し続けた捜査には、法改正と令状が必要だったと最高裁も判断した（最高裁（大）平成29年3月15日判決刑集71巻3号13頁）。警察はこうした最高裁大法廷の判決が出た後も、同じようなことを反省なく繰り返している。いかにプライバシー侵害に無頓着かは明らかだ。

もう一つ警察の特性としてあげられるのが、警察の施設内でできることも自由だという発想だ。警察の建物の中で、パソコンのモニターを眺めながらできるのだから警察が自由に行えるという考

えだ。しかしオンライン捜査は、現実には遠く離れた場所のサーバーの中身を調べている。警察施設の中で捜査が完結しているのではない。

GPS 判決が示したように、継続的網羅的に人の行動を追跡することはプライバシー侵害の度合いが大きい。ましてそれに人間関係の解析まで加わるのだとしたら、そのプライバシー侵害の度合いはさらに高まる。それを AI に解析させるのは数百万人の捜査員を投入して解析させているのと同じで、プライバシーが暴かれる権利侵害の度合いはますます大きい。AI が捜査に利用されるといふなら、それに伴う権利侵害も AI の機能・性能に見合う形で評価されなければならない。

今後警察・検察が AI 等デジタル機器による網羅的ないし無差別的捜査を開発し試みる場合、その権利侵害性を踏まえた法的根拠を備えるべきだ。裁判所もそうした新たな権利侵害を放置せず、法規定

なしに得られた証拠は排除しなければならない。

同じことは例えば指名手配犯を探すために、駅周辺など公共空間に監視カメラを設置し、リアルタイムリモート生体（顔）識別・照合を行うといった場合にもあてはまる。これも実際にはその犯人以外の人でも無差別に監視対象とし、その膨大なプライバシー情報をいわば無期限に収集分析し続けるものだ。指名手配犯がいなくなることは現実には考えられないから、結局は警察が常時市民を観察してよいことになる。これらも本当に必要な範囲に限定して、その必要性を少なくとも裁判官が審査した上で行うのでなければ、市民への監視が野放図に行われることになる（顔認証利用に関する海外の動向につき、指宿信「データ駆動型捜査時代の規律方法～令状主義との決別？」情報法制レポート 2 巻（2022）54 頁以下。<https://www.jilis.org/report/2022/jilisreport-vol4no2.pdf>）。（続く）

## 「孫と遊びながらイラストで学べる老テック」もイイね！！

（読者投稿）

いつも CNN ニュースを拝読しています。時代の流れに敏感な記事満載で刺激を受けております。ありがとうございます。

最近の CNN ニュースは、デジタル化問題の記事が満載です。

参考になる記事も多いのですが、ついて行くのが容易ではない記事も少なくありません。率直な意見でごめんなさい。

税理士は、今日、クライアントの電子申告が当り前。ですから、オンライン化には慣れている専門職なはず？

しかし、実際には、電帳法の実施など、最近の急激な税務のデジタル化には悲鳴をあげています。

そして、今般のインボイス制度への変更です。これは、あまりにも煩雑です。

税務署自身がお手上げです。税務署に質問しても、答えられないのです！！

川上にいる役所の頭でっかちの連中が、机上の空論で、華やかな仕組みを練り上げる！！川下にいる納税者・国民は「義務主体だ、黙って従え！」の姿勢だからこうなるのです。

岸田文雄首相の肝煎り政策で所得税法改正に盛り込まれた定額減税措置も大問題です。極めて煩雑な事務作業が要ります。SNS 上では、「減税は事務負担のことを全く考えていない」、「ただでさえイン

ボイスで大変なのに負担が大きい」といったツイート（投稿）が相次いでいます。

租税の基本原則の 1 つに「簡素」があります。それから、「効率化」があります。

インボイス制度、さらには今般の定額減税措置は、こうした租税の基本原則に正面からぶつかります。ところが、政府付度系の税財政の研究者や有識者は、沈黙しています。日税連も同じ穴の貉です。無責任で、連中の姿勢はほんとうに腹立たしい限りです。わが国の民主主義のレベルは、プーチン率いる戦時体制化のロシアに近いような感じを受けています。

近くの「ロピア」というスーパーがあります。現金しか扱わない神奈川発のチェーンです。

最近の報道では、イトーヨーカドーが北海道・東北地区から全面的に撤退します。撤退後の受け皿でロピアが進出するそうです。

2020 年に創業 100 年を迎えたイトーヨーカドーはデジタル化に積極的でした。

ヨーカドーを親にして大きく育ったセブンイレブンのコンビニチェーンの華やかなビジネスモデルが悪影響を及ぼしたのかも知れません。

しかし、親企業のヨーカドーは、デジタル化コストに見合うだけの利益が出ていないのではないかと思います。

一方、ロピアは、現金商売で、必要以上のデジタル投資はしない。

消費者ファーストで、デジタル化ファーストの華やかなビジネスモデルを選ばない。

カードもスマホ決済も使えない。ポイント還元もない。現金商売一筋。

ともかく価格を下げ、徹底的に消費者に寄り添うモデルのようです。零細な税理士には、本来であれば、「ロピア」モデルが一番です。

ところが、税務専門職は政府のデジタル化の愚策に付き合わされています。日税連も、政府の金魚の●●●のような感じがします。

「独立しない公正な立場」なのか？ 日税連は決して税理士や納税者の味方ではありませんね。むしろ、デジタル投資を煽る存在です。

税理士や関与先は、デジタル化投資がかさむ一方です。でいて、その分を関与先や消費者に転嫁するのも至難です。

「イトーヨーカドー」になりそうな税理士予備軍だらけです。

話しが少し飛びます。

先般、あるハイブリッド開催の都内で開催された税制研究会に参加しました。税理士に加え、弁護士も参加していました。

CNN ニュースを読んでいる人がたくさん参加しておりました。

例会終了後の懇親会での話ですが・・・参加されていた人権ファーストの老弁護士いわく、「CNNの記事を読むのが大変」だとか？

白鷗大の清水先生が書かれている記事はデジタル刑事手続の流れはつかめるそうです。ただ、「学生には、どんなローテック (LawTech)」のレクチャーをしているのかなあ～」と感想を漏らしていました。

その弁護士いわく、「冷たいローテックの話でも、自分には、清水先生のほのぼのイラストが、なごみ茶、イイね」だそうです (笑)。

「孫と遊びながらイラストで学べる老テック」のキャッチの時代なのかも知れませんか？ (笑)

当日の講師のレクでも、「デジタルプラットフォーム」とか「ポータルサイト」とか、「Web サイトとホームページ (HP)」はどう違う、「ログインとアクセス」は？

「アプリ (app) とソフト (software)」は？「リアル ID とデジタル ID」は？「民間のデジタル ID と官製の共通デジタル ID」は？・・・と続きました。

参加者にはわかりにくい用語の連ちゃんでした。デジタルデバインド (情報技術格差) に悩む専門職には、まさに迷路に迷い込んだみたいでした。

宇宙人、未知との遭遇?? 確かにデジタル関連の横文字をふんだんに使った華やかな解説も大事です。

しかし、デジタル関連の横文字だらけでは、文系の老いた税務専門職には、意味不明です。ついて行くのが至難です (-\_-) !! 食傷気味になります。華やかなイメージ先行では、どうせうまくいかないの

ではないか、と懐疑的になります。

やはり、求められているのは、情報技術格差 (デジタルデバインド) に悩み、「紙」、「文書」にしがみつこうとする時代から取り残されそうな専門職に寄り添い、CNN ニュースにはわかりやすい話を掲載する「哲学」を固守すべきではないでしょうか。

とりわけ、法律の専門家は、「言葉」の概念や定義を確認したうえで理解しようとしています。一方、法律の素人は、カラダで受け止めます。

逆に、横文字をカラダで受け止められる人が書いた文章は、法律の専門家には、理解不能となるのかも知れませんか？

ともかく、その弁護士の先生、「自分は IT についていけないので、事務所の職員が頑張っている」とか。久しぶりのハイブリッド開催で自分は喜んでリアル参加。

ところが、研究会は、「PC 持参、紙資料の配付ナシ！」 (冷酷な対応～～!!)。

事務所の職員が、開催メール通知に添付されて PDF 資料のプリントアウトを準備してくれたとか。ところが、ボカで、持参するのを忘れたとか・・・。やはり、トシは侮れません。

デジタル化万歳！を叫んでいる政治家も同じかもしれません？

実は、秘書対応でパソコン (PC) の基本的な操作方法すらわからない人も少なくないのでは？

そのうち、政治資金の使い道を問われたら、「デジタルに任せていたから記憶がない！」などと答弁する御仁も出てくるかも？

研究会では「デジタルデバインドの老兵ファースト、紙配付対応に改善して欲しい!!」。満場一致の声でした。

医学界も、法学界も、税界も、デジタル化についていくのに必死です。

チャッチアップする (ついていく) のを辞めると、退場するしかないのですから・・・。しがみついても、前に進むしかないですね・・・。

ウクライナとロシアのハイテク戦争を見聞きして、デジタル化のついていけない老兵は非現実的であっても「平和主義」を唱えるしか逃げ道はないと思っています。ただ、「平和ボケ」を続け、デジタル化に後れを取ると、この国は亡くなる時代なのかもしれないと感じています。同様に、生成 AI の台頭、デジタル化のついていけないわが国の税務専門職界は絶滅危惧種なのかも知れませんか。

石村代表のデジタル化への人権対応の重要性を問うた記事、清水先生のローテック/老テック記事、に大いに期待しております。どうか、できるだけやさしく、ローテック (low tec / 低いテック)、ふつうの市民や老兵の専門職にもわかるようにまとめてください。

キーワードは「ロー」で、CNN ニュースが読者に好かれるには、「法 (law)」、「低 (low)」、そして「老 (old)」の 3 ポイントファーストですね。

年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2023年～2024年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

2024年3月31日 PIJ代表 石村耕治 / PIJ事務局長 我妻憲利

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) の定時総会を開催します

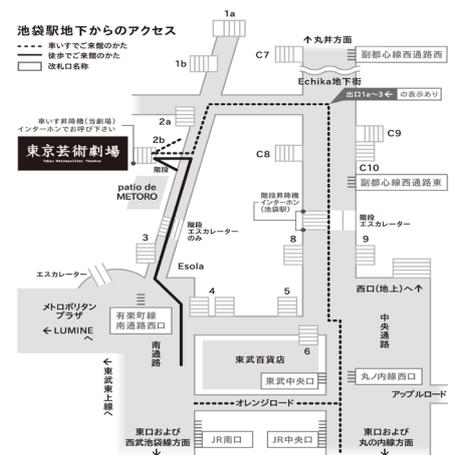
- 【日時】：2024年5月24日（金）午後6時開催（受付は5時30分から）
- 【場所】：東京芸術劇場（Tel：03-5391-2111）  
JR・東京メトロ・東武東上線・西武池袋線 池袋駅西口より徒歩2分
- 【議題】：事業報告、役員選任報告、新年度事業方針および事業計画
- 【記念講演】：

共通番号（マイナンバー）制度反対運動再興の視点  
官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバーの危険な使われ方

＜講師＞  
石村耕治（PIJ代表）



○ 総会会場です



プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021  
Tel/Fax：03-3985-4590 Eメール：wagatsuma@pij-web.net  
編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)  
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro  
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan  
President Koji ISHIMURA  
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>  
2024.4.29 発行 CNN ニュース No.117

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号  
00140-4-169829  
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・デジタル権威主義国家は要らない！！でも、官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバーを使ったデータ監視化が止まらない、止められない！！ガラ系のマナンバー要らない運動や裁判闘争では勝負できない。デジタル知見を高めた運動が必須だ。(N)

編集及び発行人